

15 調庸の貢進とカツオ付札木簡……………34

16 駿河国正税帳と益頭郡財政……………36

17 小川駅と東海道……………38

第1章 自然

1 高草山の成り立ち―海底からの隆起……………6

2 古志太湾の出現と志太平洋の生い立ち……………8

3 断崖絶壁の岩石海岸となだらかな砂礫海岸……………10

4 焼津の動物……………12

5 焼津の植物……………14

6 焼津の魚介類……………16

第2章 原始・古代

7 農耕のはじまり……………18

8 古墳の出現と展開……………20

9 古墳時代の集落と耕地……………22

10 群集墳の広がり……………24

11 副葬品あれこれ……………26

12 ヤマトタケル伝承と焼津……………28

13 古代の氏族と国造……………30

14 益頭郡の成立と郡家……………32

第3章 中世

18 益頭庄と方上御厨……………40

19 益頭庄地頭北条時政……………42

20 守護今川氏と焼津……………44

21 小川湊の繁栄……………46

22 法永長者にかかわる人々……………48

23 戦国大名今川氏と焼津……………50

24 花沢城の落城と当日合戦……………52

25 家康の五カ国支配……………54

26 総検地と小田原攻め……………56

27 有徳人の館・小川城……………58

28 多彩な器物が物語る館の暮らし……………60

第4章 近世

29 中村氏支配下の焼津……………62

30 太閤検地と横田村詮法度……………64

31 近世焼津の領主たち……………66

32 幕領と藩領……………68

33 近世初期の検地……………70

34 大覚寺村の検地……………72

35 新田開発と請所新田……………74

36 年貢とその推移……………76

37 村役人と村政……………78

38 入会地相論の展開……………80

39 山野相論の展開……………82

40 用水の普請と相論……………84

41 東海道と焼津の村々……………86

42 近世の漁業……………88

43 海運と海難……………90

44 村の出来事……………92

45 ムラとイエ……………94

46 近世人の一生……………96

47 近世焼津の文化……………98

第5章 近代

48 町村制の実施―旧村から新町村へ……………100

49 地租改正と地価修正……………102

50 近代学校の成立……………104

51 鉄道敷設―焼津藤枝間軌道線・東海道線……………106

第6章 現代

69 戦争犠牲者……………142

68 海軍航空隊藤枝基地と軍徴用焼津漁船……………140

67 学童集団疎開と学徒勤労動員……………138

66 戦時下の経済統制……………136

65 近代焼津の文化……………134

64 缶詰産業の形成―マグロとミカン……………132

63 昭和恐慌期の農漁村の状況……………130

62 昭和恐慌期の地方自治……………128

61 焼津の金融活動……………126

60 大正期の農業と農家経営……………124

59 水産業の発展―沖合漁業・沿岸漁業……………122

58 大正デモクラシー下の教育……………120

57 大正デモクラシー期の地方自治……………118

56 焼津町の米騒動……………116

55 小泉八雲の焼津……………114

54 農業の発展……………112

53 水産業の組織化と漁船の動力化……………110

52 日清・日露戦争の日々……………108

70 焼津の農地改革……………144

71 地方自治制度―焼津の市制成立……………146

29 中村氏支配下の焼津

徳川家康が関東に転封したあと、三河・遠江・駿河の家康旧領には、豊臣系大名がいつせいに配置された④。駿河一国は、小田原攻めの際とくに山中城の攻略で戦功をあげた中村一氏に与えられ、近江水口（滋賀県甲賀市）から入部した。

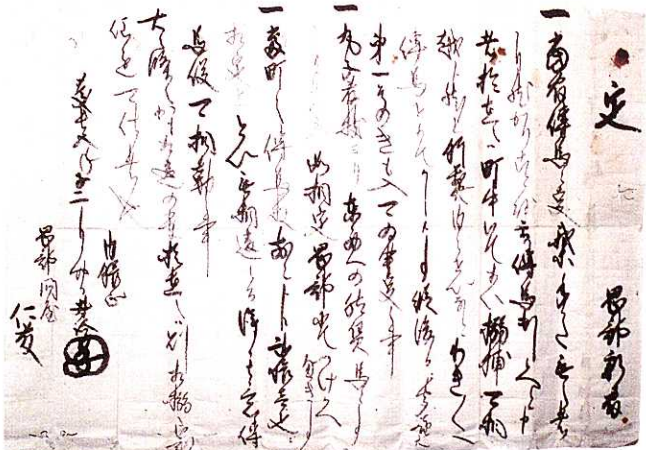
駿府城に入った一氏は、さっそく領国内の要衝に一族や重臣を配置して支配体制を整えた。東では三枚橋城と興国寺城（いずれも沼津市）に、それぞれ弟の中村氏次と重臣河毛重次を、西では田中城（藤枝市）に、重臣横田村詮を置いた。

この中村氏の駿河支配は、一六〇〇年（慶長五）の関ヶ原の合戦までのわずか一〇年間にすぎなかったが、駿河における中世社会から近世社会への転換に大きな意味をもった。

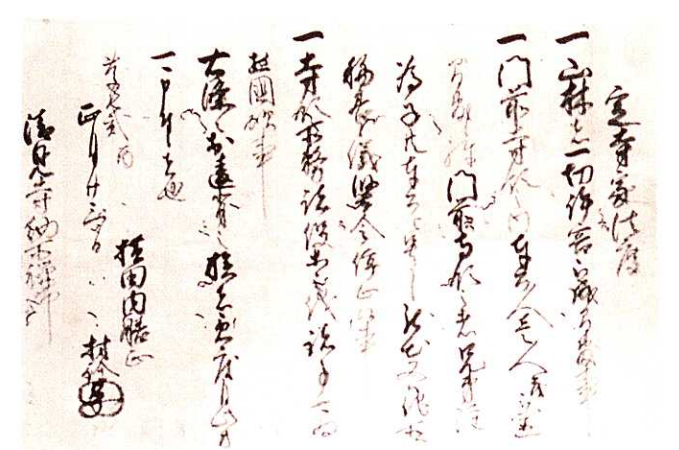
前代に引き続き、領国内の土工や石工、あるいは陶工（焼物師）などに対し、保護と統制が進められた。寺社に対しても、たとえば清見寺宛の寺家法度にみられるように、同様であった。とりわけ交通政策で、岡部問屋仁藤に宛てた定書が注目される。ここでは、伝馬を使用するためには手形が必要であること、隣宿への駄賃馬は岡部宿で継ぎ替えること、伝馬二一疋を常備すべきこととされている。近世東海道宿駅制度につながる宿の整備が、すでに行われていたのである。

④駿河・遠江の豊臣系大名

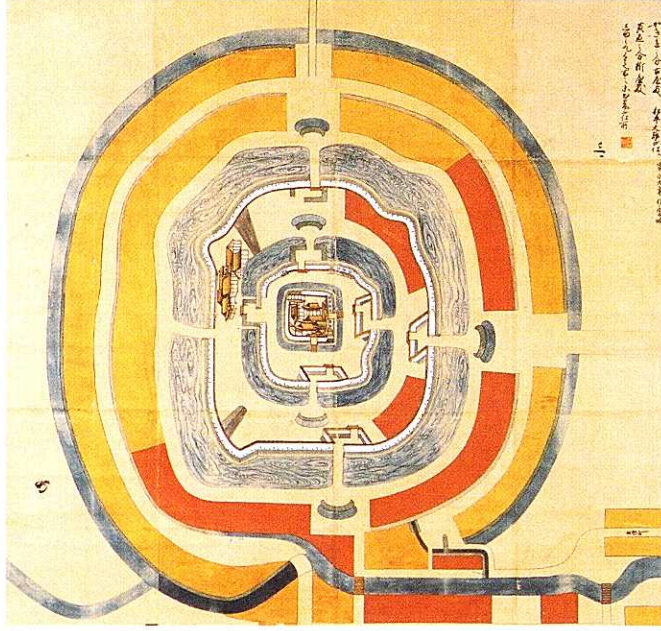
前封地・入封石高	備考
近江水口より、14万5000石 襲封	1600年（慶長5）、没 1600年（慶長5） 伯耆米子へ転封
近江長浜より、5万石 のち加増により5万9000石	1600年（慶長5） 土佐浦戸へ転封
新封、1万6000石 襲封	1598年（慶長3）、没 1603年（慶長8） 常陸小張へ転封
新封、3万石、のち加増 新封、3万石	1595年（文禄4） 秀次事件に連座して改易 1600年（慶長5） 丹波福知山へ転封
近江佐和山より、12万石 襲封	1599年（慶長4）、隠居 1600年（慶長5） 出雲富田へ転封



⑥横田村詮伝馬定書 横田村詮が発給したこの岡部問屋仁藤宛の伝馬定書は、中村氏の駿河領国下では、翌1601年（慶長6）正月に始まる近世東海道の宿駅制度に直接つながる宿の整備が進んでいたことを示している。



⑤横田村詮寺家法度 横田村詮は中村氏の筆頭家老ともいえるべき地位にあり、駿河の領国支配全般に関与した。この文書は清見寺納所禪師宛の寺家法度で、寺領に関して3カ条にわたり規定を行っている。



②駿州田中城図 田中城は日本では珍しい円形の縄張りをもつ城として知られている。本図は寛永年間に松平忠重が幕府へ差し出した際の控と推定されていて、近世初期の状況を示している。



③田中城跡 田中城は今川氏の時代にはじまり、当初は徳一色城と呼ばれた。1570年に武田氏が攻略して田中城と改称・改築を行ったが、1601年に入部した酒井忠利によって外曲輪が拡張され、城下町が整備された。（藤枝市）



①中村一氏画像 中村一氏はその武勇によって和泉岸和田城主、ついで近江水口岡山城主となった。小田原攻めでも戦功をあげ、駿河一国を与えられて駿府城主となった。



⑧大旅籠柏屋 柏屋は近世岡部宿の旅籠屋で、現在、復元修理されて一般に公開されている。東海道宿駅の貴重な建物として、1998年（平成10）に国登録有形文化財に認定された。（岡部町）



⑦清見寺 興津の清見寺は臨済宗妙心寺派の名刹で、当初は天台寺院であったが、鎌倉期に禅院になったといわれる。室町期には五山十刹制度の十刹の寺格で、近世では朝鮮通信使・琉球使節のかかりも深かった。（静岡市清水区）

30 太閤検地と横田村詮法度

中村氏の領国においても、やはり最大の施策はいわゆる太閤検地であった。一五九〇年（天正一八）と一五九九年（慶長四）の二度実施されているが、後者がより重要であり、重臣横田村詮が検地責任者となって施行された。

興津清見寺領承源寺村（静岡市清水区）には、両度の検地帳が残されていて、その推移を知ることができる。それによると、面積は一町歩余りから一三町五反歩余りと約一・二倍の増加にとどまるが、石高は九三石余りから一四九石余りへと約一・六倍にもなっており、大幅な収奪の強化が図られていることがわかる。

検地が終了した郷村には、横田村詮法度が交付された③④。この法度では領国支配の方針が具体的に集約され、近世的な支配体制への転換が決定的になったことを示している。

検地の結果をふまえて免合（年貢率）が定められ、災害があつた年には検見を行い、百姓の取り分は三分の一とされた。その他、夫役・夫米の賦課、地頭・給人の恣意的な百姓徴発の禁止、流通経済や商品作物に関する規定などがある。とりわけ、紛争などに際して私的な成敗がきびしく否定され、公儀・公方Ⅱ大名権力の裁きによるべきものとされていることが注目される。



③慶長4年横田村詮法度 太閤検地が終了した村々に対し、横田村詮によって交付された5カ条の法度である。これは「方上良知惣百姓中」宛であるが、市域内では他に「石脇村惣百姓中」宛のものも残されている。

④横田村詮法度

発給月日	宛	名	免合	等級	典拠
1 6月吉日	志駄郡相賀之郷百姓中		6ツ半	一	富永家文書、『静岡縣史料』四
2 6月吉日	谷桶業惣百姓中へ		6ツ半	中	伊久美家文書、『藤枝市史』資料編3
3 6月吉日	大津之内野川村惣百姓中へ		6ツ半	々	『掛川誌稿』志太郡野田村の項
4 6月吉日	安倍郡服織之郷惣百姓中		6ツ半	一	石上家文書、『静岡縣史料』三
5 6月吉日	安倍郡大河内蔵野村惣百姓中へ		7ツ	上	浅野家文書、『静岡縣史料』三
6 6月吉日	薬科村内小瀬戸之郷惣百姓中		6ツ半	中	静岡市、戸崎家文書
7 6月吉日	大河内土村惣百姓中へ		6ツ半	々	静岡市（土村文書）
8 6月16日	大河内百姓中		7ツ	一	『駿河志料』（三）204頁
9 6月吉日	登居渡村・富沢村・		6ツ半	一	静岡大学人文学部日本史学研究室蔵
10 6月吉日	欠（水見色村カ）		6ツ	一	佐藤家文書、『静岡縣史料』三
11 6月吉日	（3カ条までの写、新聞村カ）		6ツ半	一	花村家蔵、『静岡市史』近世史料二
12 6月吉日	富士郡大淵村惣百姓中		5ツ半	上	大淵村共有文書、『静岡縣史料』二
13 6月吉日	駿東郡公文名之村惣百姓中		6ツ	下	裾野市、有井家文書
14 7月吉日	志駄郡若王寺村惣百姓中へ		6ツ	下	成瀬家文書、『静岡縣史料』三
15 7月吉日	三輪之村惣百姓中へ		7ツ	上	岡部町、三輪区有文書
16 7月吉日	横内ノ村惣百姓中へ		6ツ	下	内閣文庫『判物証文写』附二
17 7月吉日	徳内文蔵河内村惣百姓中へ		7ツ	一	杉山家文書、『中川根町史』資料編
18 7月吉日	富士郡厚原郷惣百姓中		7ツ	上	富士市、植松家文書
19 7月吉日	杉田之村惣百姓中へ		5ツ半	下々	内閣文庫『判物証文写』附二
20 7月吉日	駿東郡山尻村惣百姓中へ		6ツ	下	滝口家文書、『静岡縣史料』一
21 7月吉日	清後村惣百姓中へ		6ツ	々	土屋家文書、『御殿場市史』三
22 7月吉日	御宿村惣百姓中		6ツ半	々	裾野市、湯山家文書
23 7月吉日	上田村惣百姓中		6ツ	々	裾野市、湯山家文書
24 7月吉日	菅沼之郷惣百姓中へ		7ツ	上	岩田家文書、『小山町史』第1巻
25 7月吉日	大胡田村惣百姓中へ		6ツ半	中	高杉家文書、『小山町史』第1巻
26 7月吉日	ミくりや之内湯舟村		6ツ半	中	池谷家文書、『小山町史』第1巻
27 7月吉日	中石田村惣百姓中へ		6ツ半	中	内閣文庫『判物証文写』附二
28 8月吉日	志駄郡岸村惣百姓中へ		7ツ	上	成岡家文書、『大井川町史』上巻
29 8月	大津惣百姓中		6ツ半	一	『駿河志料』（二）761頁
30 8月吉日	庵原郡由比之村惣百姓中へ		7ツ	上	由比家文書、『静岡縣史料』二
31 8月吉日	由井之内入山谷惣百姓中へ		5ツ半	下	由比家文書、『静岡縣史料』二
32 8月吉日	富士郡岩本百姓		7ツ	上	山崎家文書、『静岡縣史料』二
33 8月吉日	精進川惣百姓中へ		6ツ	々	渡井家文書、『静岡縣史料』二
34 8月吉日	長貴村惣百姓中へ		5ツ半	下々	内閣文庫『判物証文写』附二
35 9月吉日	益津郡石脇村惣百姓中		6ツ半	中	原川家文書、『静岡縣史料』三
36 9月吉日	方上良知惣百姓中		7ツ	上	山田家文書、早稲田大学図書館蔵
37 9月吉日	有渡郡小坂村惣百姓中へ		6ツ半	中	静岡市、小坂区有文書
38 9月吉日	庵原郡小河内村惣百姓中		6ツ半	々	加瀬沢家文書、『清水市史資料』中世
39 9月吉日	八木間内薩摩村惣百姓中		6ツ半	々	興津公民館蔵、『清水市史資料』近世二
40 9月吉日	西河内村惣百姓中		(6ツ半)	々	清水市、丸山家文書
41 9月吉日	富士郡岩本村惣百姓中へ		7ツ	上	内閣文庫『判物証文写』附二

*1599年（慶長4）発給。
*免合：年貢率のことであるが、ここでは村の生産性を示す。



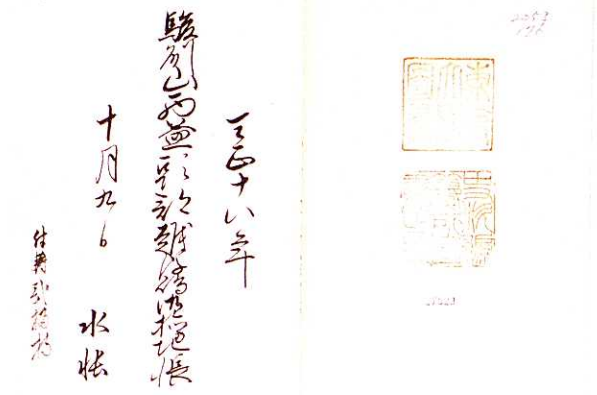
⑤米子城跡 関ヶ原の合戦後に、中村氏は加増のうえ伯耆（鳥取県）米子に転封となり、米子城に入った。一氏は合戦の前に死去し、幼主忠一が継いでいた。現在は、小高い丘の上に天守台が見えるだけである。（鳥取県米子市）



⑥横田村詮の墓 横田村詮は1603年（慶長8）に中村忠一によってお手討ちにされた。当初感徳寺に葬られたが、中村氏の菩提寺であることをはばかって、妙興寺に改葬されたといわれている。（鳥取県米子市／妙興寺）



①横田村詮画像 鳥取県米子市の妙興寺に残されている横田村詮の画像で、晩年の姿を描いているとみられるが、諸政策に辣腕をふるった人物らしく、威厳を感じさせる風貌である。



天正十八年越後嶋村検地帳 駿河の太閤検地帳は、これまであまり発見されていないので、原本ではなく謄写本という制約はあるが貴重である。町反畝歩制で一筆ごとに分米記載があり、太閤検地帳の特色を示している。

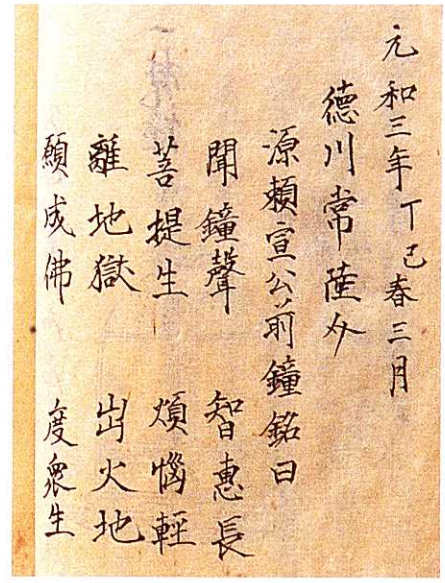
31 近世焼津の領主たち

近世焼津の領主支配は、領域的には田中藩が大
半を占め、残りが幕府代官、旗本の久保氏・長
崎氏・松前氏、沼津藩、美濃岩村藩による支配で
あった。なお、このような構成は固定的ではなく、
近世を通じてつぎのように変遷した。

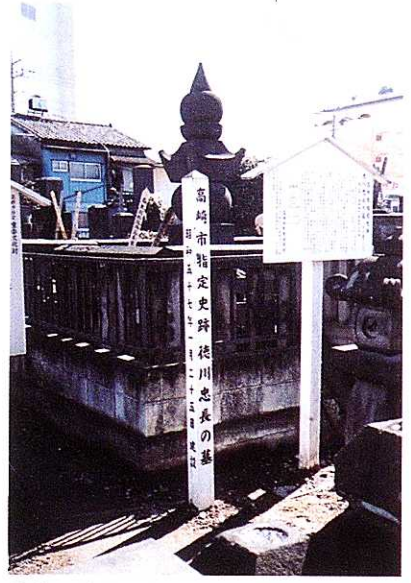
- ①一六〇〇（慶長五）～三二年（寛永九）。関ヶ
原の戦い直後の田中藩と幕府代官支配の併存期を
経て一六〇七年の家康の駿府入城に始まり、頼
宣・忠長に至る徳川氏の駿河・遠江支配の時期。
- ②一六三三～七九年（延宝七）。徳川忠長領解体
後、田中藩が再置され、大久保氏や長崎氏の旗本支
配、地方巧者系の幕府代官支配が本格的に始まる。
- ③一六七九～一七三〇年（享保一五）。田中藩主
の加増により田中藩支配が拡大する一方、各地に
点在した地方巧者系代官の消滅により幕府代官支
配が一時消滅した。
- ④一七三〇年～七七年（安永六）。幕末まで田
中藩主を世襲する本多氏が入封。また駿府代官・
島田代官による幕府代官支配が復活し、美濃岩村
藩や旗本松前氏による支配が始まった。
- ⑤一七七七年以降。相良藩主田沼意次領の設定
と田中藩領の変更、田沼氏滅封による相良藩領消
滅を経て、一九世紀に入り沼津藩による支配が始
まった。



④徳川頼宣画像 家康の十男。紀伊徳川家の
祖。1609～1619年まで駿府城主として、駿
河・遠江50万石を支配した。



⑤海蔵寺梵鐘書上届 海蔵寺は頼宣が厚く信
仰し紀伊徳川家と深い関係を持つ。写真は
頼宣が1617年（元和3）に鑄込んだ梵鐘の
銘文の写し。梵鐘は現存しない。（焼津市
東小川）



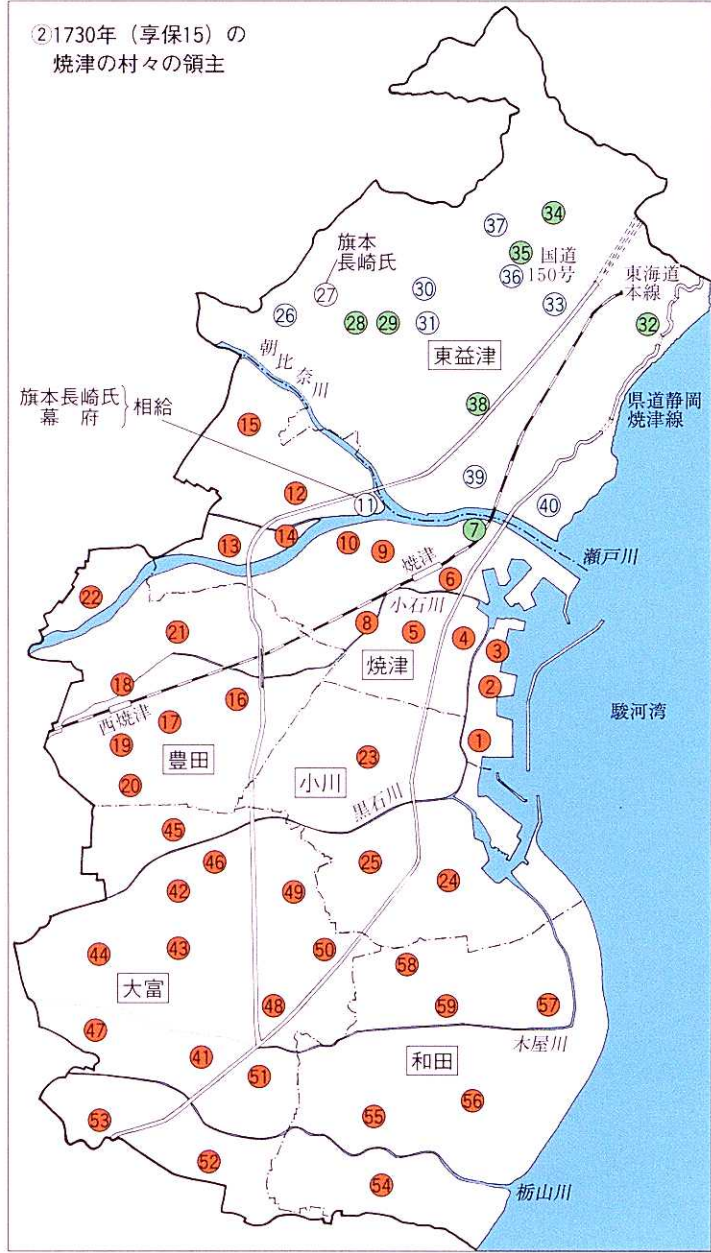
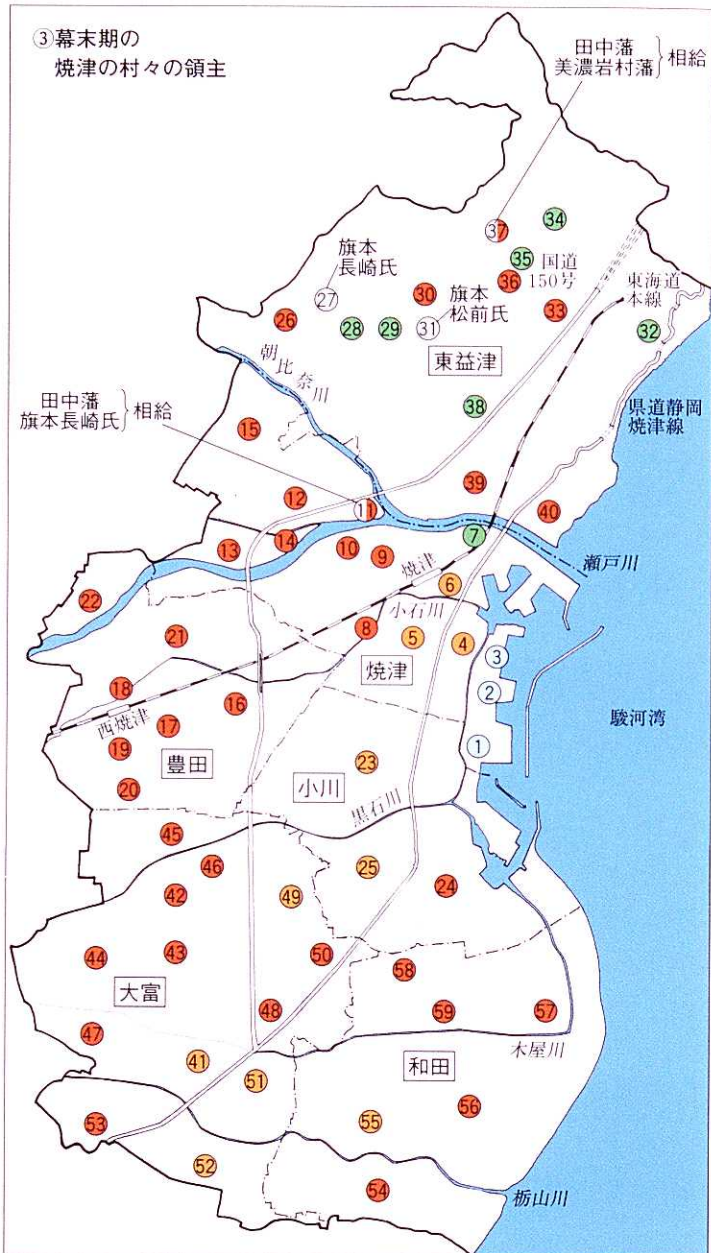
⑥徳川忠長の墓 忠長は秀忠の二男。
1625年、駿府城主となり、駿河・遠江
など50万石余を支配した。行状不良に
より1632年に改易、駿府藩は解体。
（群馬県高崎市／大信寺）

【凡例】

- …田中藩
- …幕府領
- …旗本大久保氏
- …沼津藩

- | | | |
|---|--|--|
| <p><焼津></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鯛ヶ島 ② 城之腰 ③ 北新田 ④ 新屋 ⑤ 焼津 ⑥ 焼津北 ⑦ 中 ⑧ 塩津 ⑨ 大 ⑩ 大村新田 ⑪ 八楠南 ⑫ 八楠北 <p><西益津></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 大覚寺上 ⑭ 大覚寺下 <p><広幡></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮ 越後島 <p><豊田></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯ 三ヶ名 ⑰ 五ヶ堀之内 ⑱ 小屋敷 ⑲ 柳新屋 ⑳ 小柳津 ㉑ 小土 ㉒ 保福島 | <p><小川></p> <ul style="list-style-type: none"> ㉓ 小川 ㉔ 石津 ㉕ 与惣次 <p><東益津></p> <ul style="list-style-type: none"> ㉖ 策牛 ㉗ 関方 ㉘ 方ノ上 ㉙ 坂本 ㉚ 石脇上 ㉛ 石脇下 ㉜ 小浜 ㉝ 野秋 ㉞ 花沢 ㉟ 馬場 ㊱ 成沢 ㊲ 吉津 ㊳ 中里 ㊴ 岡当日 ㊵ 浜当日 | <p><大富></p> <ul style="list-style-type: none"> ㊶ 本中根 ㊷ 中根新田 ㊸ 中新田 ㊹ 大住 ㊺ 三右衛門新田 ㊻ 治長請所新田 ㊼ 三郎兵衛新田 ㊽ 祢宜島 ㊾ 道原 ㊿ 上小田 1 大島 2 大島新田 <p><和田></p> <ul style="list-style-type: none"> 3 惣右衛門 4 一色 5 田尻 6 田尻北 7 下小田 8 北新田 |
|---|--|--|

*境界（---）については、1953（昭和28）～57年にかけての市町村合併時のものとしたが、大覚寺・越後島は旧焼津地区に含めた。
*地形・河川の形状及び東海道本線・国道150号の位置は現在のものである。



①徳川家康画像 幼少期・五ヶ国領有時代・大御
所時代の駿府在城期を中心に、駿河・遠江とか
かわりが深い。焼津とも石脇の旗懸石や駒繫松
の伝承などを通じて深いかわりを持つ。

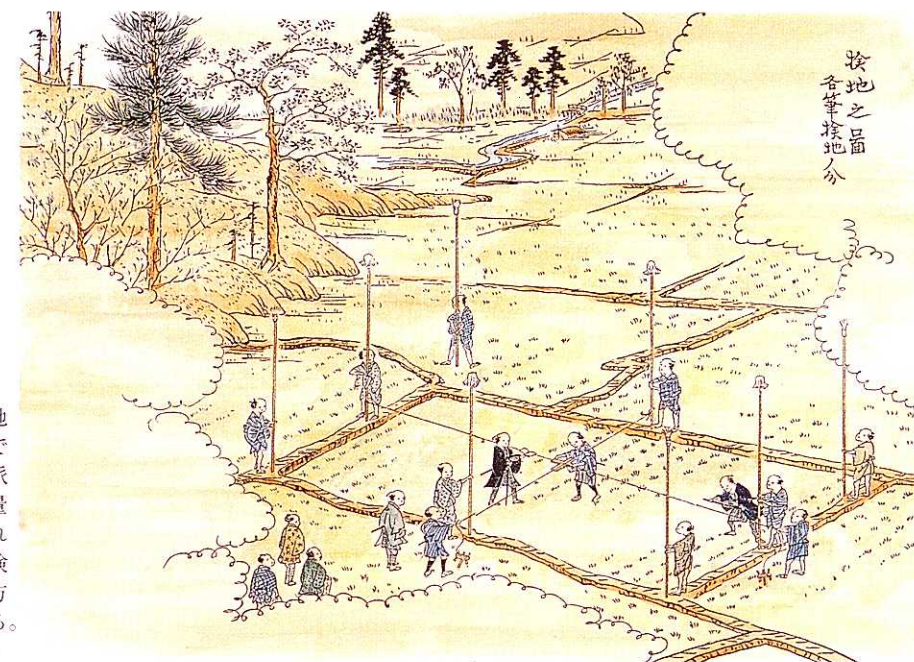
近世初期の検地

先に述べた五カ国総検地や太閤検地の場合は、その翌年に、徳川氏は関東へ、中村氏は伯耆米子（鳥取県米子市）へと転封させられて、せっかくの検地の成果を生かすことはできなかった。

それに対して、一六〇四年（慶長九）の益津郡や志太郡などの検地は、家康が將軍になって江戸に幕府を開いた翌年の検地であったため、幕藩制成立期の検地として重要な意義をもった。焼津市域内においても、検地帳などは比較的よく残されている（③・⑥）。

検地の責任者は志太郡の大半は彦坂元正で、同族の彦坂光正が志太・益津・安倍郡の検地に関与していた。なお、駿河では一六〇九年（慶長一四）にも検地が行われており、これは有度郡・庵原郡が彦坂光正、富士郡・駿東郡が伊奈忠次であった。焼津市域の検地帳の内容をみると、田方の割合がほぼ八割をこえ、平野部の特色を示している。品位は上・中・下の三等級であるが、上田の石盛（反当りの標準収穫高）は一石五斗や一石四斗とかなり高く、年貢は相当きびしかった。

坂本村検地帳の末尾には、「彦九兵」と一六一八年（元和四）の彦坂光正による記載が付記されている（②）。慶長九年検地以後の開発の成果などが、元和検地であらためて把握されたのである。



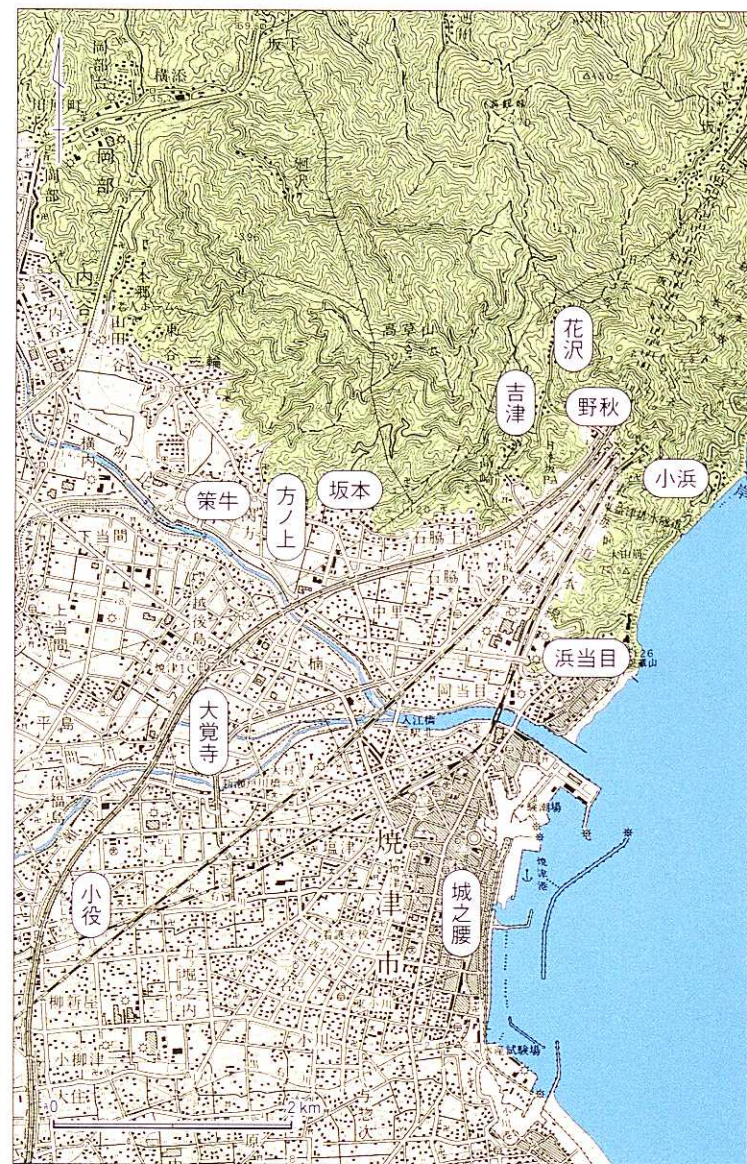
① 検地の図 五カ国総検地や太閤検地以降の検地では、検地役人が現地に派遣され、一筆ごとに丈量する近世的検地が行われるようになった。この検地の図は、近世検地の方式をよくあらわしている。
*『縣治要略』に着色。

③ 焼津市域と周辺部の慶長検地

年月日	検地帳名	検地役人	所蔵者
1 慶長9.7.26	御水帳写坂本村（益津郡坂本村）	山本喜兵衛、石河藤藏、障子武右衛門、嶋野又右衛門	焼津市、坂本区有・山田家文書
2 慶長9.7	御水帳（益津郡方ノ上村）	彦坂九兵衛、秋山半四郎	焼津市、方ノ上区有・藁科家文書
3 慶長9.8.10	駿州山西益頭郡当目村	深沢□□、小泉甚六、石谷新左衛門、秋山半四郎	焼津市、原田家文書
4 慶長9.8.15	駿州山西益頭之内花沢村・吉津村御縄打水帳		焼津市、石川家文書
5 慶長9.8.20	駿州山西益頭之内野秋村・小浜村御縄打水帳	齋藤□□、□□、小坂善十郎、開山久内	焼津市、野秋区有文書
6 (慶長9)	(益津郡大覚寺村田方・畑方) (2冊)	折井喜右衛門、和田忠左衛門	焼津市、横田家文書
7 慶長9.8.4	駿州山西志太郡入野村御縄打水帳	糟谷矢兵衛、倉地九右衛門、生田日善吉、関石太之助	岡部町、長田家文書
8 慶長9.8.11	駿河国志太郡谷稲葉村検地帳	彦坂九兵衛内国友孫左衛門、桜井庄右衛門	藤枝市、伊久美家文書
9 慶長9.8.28	駿州志太郡小役村御縄打水帳	小林儀兵衛、梅原左太夫、植木惣兵衛、松下勝助	焼津市、萩原家文書
10 慶長9.9.13	藁科之内小瀬と村（安倍郡小瀬戸村）	浅井惣左衛門、三□和武左衛門、杉浦賀介、中西伝二、伊藤二左右衛門	静岡市、戸崎家文書

* 焼津市域の慶長検地帳については、現在確認されているものをすべて収録した。なお、小役村とは小屋敷村のことである。

⑥ 焼津市域の慶長検地関係村落



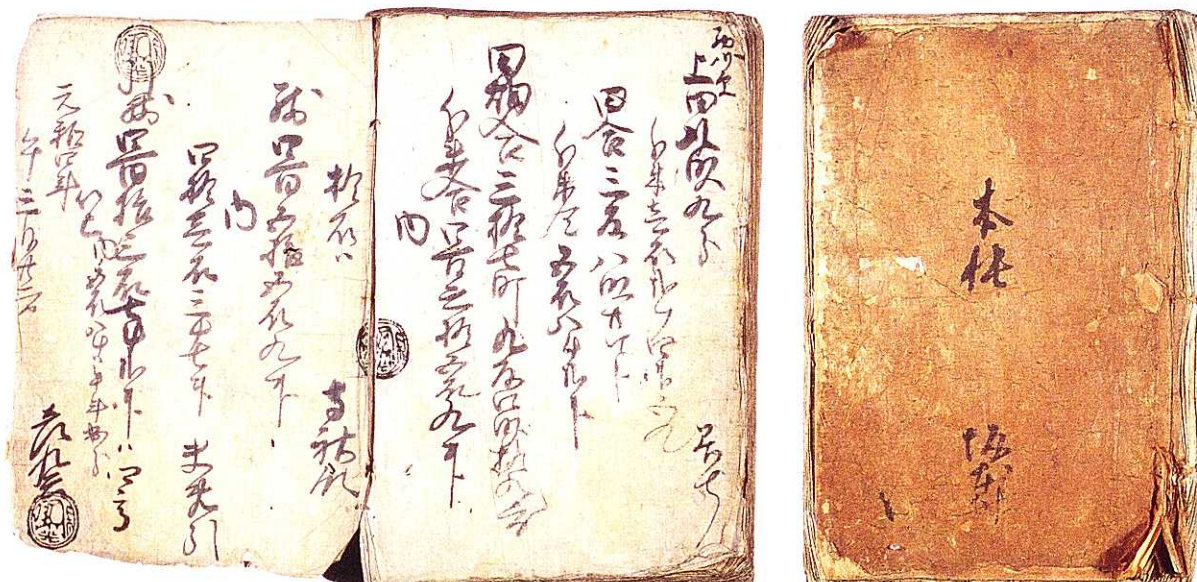
* 国土地理院発行50,000分の1地形図に加筆・縮小。
* 村明細帳の記載分を含む。



④ 花沢地区 山方の村の事例。



⑤ 城之腰地区 浜方の村の事例。



② 慶長9年坂本村検地帳・元和4年新田帳 益津郡・志太郡など市域の慶長検地は、1604年（慶長9）に実施された。この坂本村検地帳は、慶長検地の典型的な内容を有するだけでなく、彦坂光正による新田帳も付記されていて貴重である。

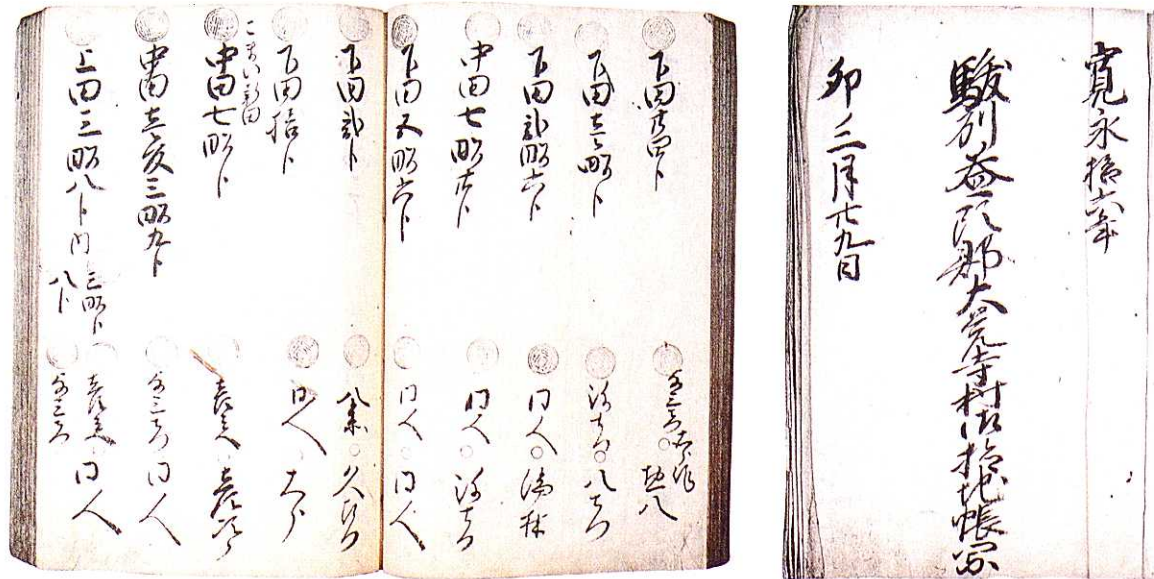
34 大覚寺村の検地

近世の大覚寺村で代々庄屋を勤めた横田家には、一五九〇年（天正一八）の太閤検地帳、一六〇四年（慶長九）の駿州総検地帳、一六三九年（寛永一六）の水野忠善による田中藩領検地帳というように、三つの時期にわたる検地帳が残されている。貴重である。

その記載内容は、それぞれ写真で示したとおりである。なお、寛永の検地帳は、一七二二年（享保六）に写されたもので、写真⑤上段の名前は一七二二年時点での耕作者である。

検地帳に登録された名請人（耕作者・年貢納入者）構成の推移についてみると③、寛永検地では天正・慶長検地に比べて、零細で無屋敷の名請人が激減していることがわかる。屋敷所持者も三分の二に近く、近世村落の一般的なあり方を示すようになっていく。

寛永検地の名請人で一町歩以上を保有する上位一五名について、田・畑・屋敷の所持状況を見ると、④のようになっている。庄屋の弥右衛門は三位であるが、検地帳記載の名前の集計から、享保期にかけて土地集積を進めていったことがわかる。いずれにしても、大覚寺村では寛永検地の意義が大きかった。それによって、近世村落の基本的な農民層が形成されたとみられるからである。

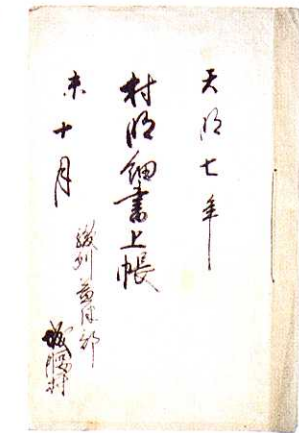
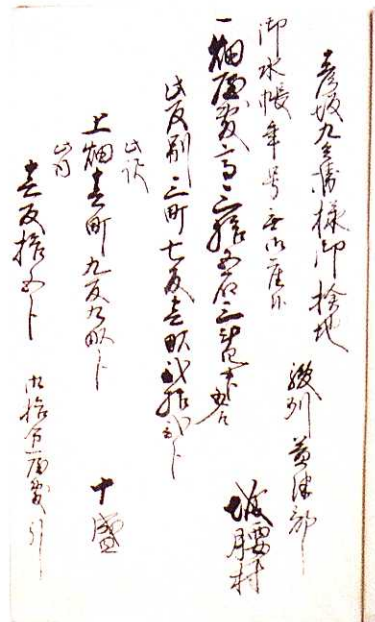


⑤寛永16年大覚寺村検地帳写 近世の大覚寺上村・下村の家数はほぼ50軒であったから、③より寛永検地で近世村落の態勢が固まったといえる。また④より、上位15名の田畑・屋敷地の所持状況がわかる。

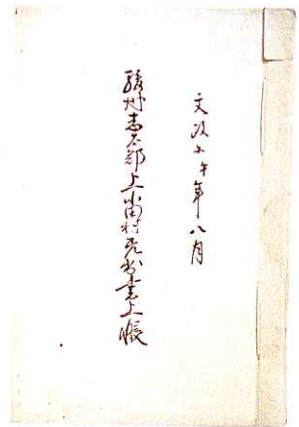
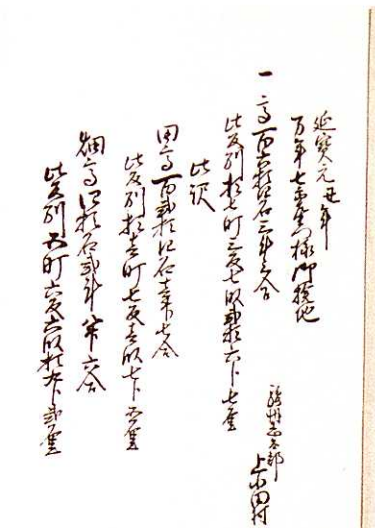
⑧村明細帳の検地帳記載

郡名	村名	施行年	施行者	出典
益津郡	吉津村	1604(慶長9)	彦坂九兵衛	36号
	策牛村	1604(慶長9)	彦坂九兵衛	38号
		1672(寛文12)	井出藤右衛門	
	浜当目村	1604(慶長9) 1682(天和2)	彦坂九兵衛	37号
大覚寺村	大覚寺村	1604(慶長9)	彦坂九兵衛	29・31号
		1664(寛永21)	北条出羽守	
		1662(寛文2)	西尾隠岐守	
		1712(正徳2)	内藤豊前守	
志太郡	小屋敷村	1604(慶長9)	彦坂九兵衛	33号
	石津村	1666(寛文6)	大草太郎左衛門	35号
	上小田村	1673(延宝元)	万年七郎左衛門	40号
1712(正徳2)		内藤豊前守		
1793(寛政5)		野田松三郎		
田尻村	田尻村	1669(寛文9)	万年三左衛門・長谷川藤兵衛	34号
		1678(延宝6)	万年七郎左衛門	
		1712(正徳2)	内藤豊前守	

* 出典は『焼津市史』資料編三の文書番号である。



⑥城之腰村明細書上帳 村明細書上帳の冒頭には、一般に検地結果が記されている。⑧によると、慶長検地のほか1660年（万治3）の西尾検地もみられるが、これは新田検地であった。



⑦上小田村明細書上帳 上小田村は幕領の期間があり、その場合は代官の支配となった。⑧の延宝検地の万年や寛政検地の野田は、いずれも代官である。



②慶長9年大覚寺村検地帳 ③から明らかなように、大覚寺村の慶長検地では、零細な名請人が多数を占めていることが特徴である。天正検地からの名請人などの推移を追うこともできる。



①天正18年大覚寺村検地帳 市域関係ではわずか2点しか発見されていない太閤検地帳の一つで、しかも原本ということもあり、表紙や末尾を若干欠くといえ貴重である。

④大覚寺村寛永検地名請人別集計

名請人	田		畑		屋敷地積	総計	
	筆数	地積	筆数	地積		筆数	地積
1 太郎右衛門	74	389.11	40	66.03	8.20	115	464.04
2 孫左衛門	62	350.26	26	51.12	8.10	90	410.18
3 弥右衛門	37	282.07	29	62.22	14.16	69	359.15
4 六兵衛	35	277.17	12	28.14	17.22	48	323.23
5 茂左衛門	40	163.12	15	21.05	4.24	56	189.11
6 庄右衛門	25	161.08	11	20.27	6.12	37	188.17
7 惣左衛門	35	155.22	10	23.19	2.24	46	182.05
8 清右衛門	35	147.19	21	20.29	6.00	57	174.18
9 加兵衛	24	137.18	8	3.27	2.24	33	144.09
10 彦右衛門	24	121.04	10	12.28	7.20	35	141.22
11 惣八	29	110.04	19	28.08	-	48	138.12
12 長兵衛	25	102.13	14	19.11	4.24	40	126.18
13 七右衛門	22	98.20	6	11.09	11.07	30	121.06
14 九郎左衛門	24	105.04	7	10.17	3.22	32	119.13
15 忠三郎	28	95.03	15	13.13	3.08	44	111.24

* 単位は畝・歩（1町=10反、1反=10畝、1畝=30歩、1歩=約3.3㎡）。

③大覚寺村検地名請人構成

地積	天正	慶長	寛永
3町歩以上	0	1 (1)	4 (4)
1町歩以上	5 (5)	10 (8)	11 (10)
5反歩以上	3 (2)	4 (2)	6 (6)
1反歩以上	20 (1)	28 (3)	8 (5)
5畝歩以上	12 (1)	13 (1)	7 (4)
5畝歩未満	40 (0)	51 (0)	12 (1)
総計	80 (9)	107 (15)	48 (30)

* () 内は屋敷を有する者である。

近世初期には、戦国時代の築城技術や鉾山開発で蓄積された土木技術が生かされ、大規模な築堤工事や水路開削工事が行われた。こうした大規模工事により全国各地で荒地地が水田や畑に開墾され、新しい村が成立した。近世前期は、まさに新田開発の時代であった。

一六七二年（寛文一二）二月、江戸の五郎兵衛・喜兵衛・善兵衛、遠州久津部村（袋井市）惣右衛門の四人が請負人となり、一六〇四年（慶長九）の大洪水で荒地地となった大井川古川筋の土地の開発が幕府から許可された。この新田開発は、江戸の喜兵衛らが資金を提供する町人請負新田で、実際に現地で開発にあたったのは、近隣の村々からの「出百姓」だった。新田開発は困難を極め、当初の目論見通りにはいかなかったが、最終的には榛原郡御請新田、志太郡御請新田、久兵衛市右衛門請新田、治兵衛長次右衛門請新田と合わせて一〇八四石七斗八升の新田が開発された。当初は二一六町七反余の新田開発が見込まれていたもので、約二分の一の開発に止まったことになる。

治兵衛長次右衛門請所新田は、惣右衛門村など一五六村の地先に開発された新田で、田畑がひとまとまりとなった村立てとはなっていない点に特徴がある。

③大井川古川筋新田請負高

長谷川藤兵衛代官所支配		
青島筋芝間	8町1反余	年貢上納5年目～
榛原筋芝間	15町8反余	6年目～
青島筋・榛原筋河原	70町2反余	10年目～
榛原御林内の石原	7町5反余	11年目～
計	99町6反余	
万年七郎左衛門代官所支配		
川東榛原山西川下筋芝間	3町9反余	年貢上納5年目～
川東榛原山西川下筋芝石原	14町7反余	11年目～
川東榛原山西川下筋大石原	30町5反余	11年目～
川東榛原山西川下筋	2町6反余	百姓居屋敷
計	51町7反余	
大草太郎左衛門代官所支配		
駿州川下筋芝間	8町3反余	年貢上納5年目～
駿州川下筋芝石原	12町6反余	7年目～
駿州川下筋石川原	37町8反余	12年目～
駿州川下筋御林内の石原	6町7反余	6年目～
計	65町4反余	
合計	216町7反余	



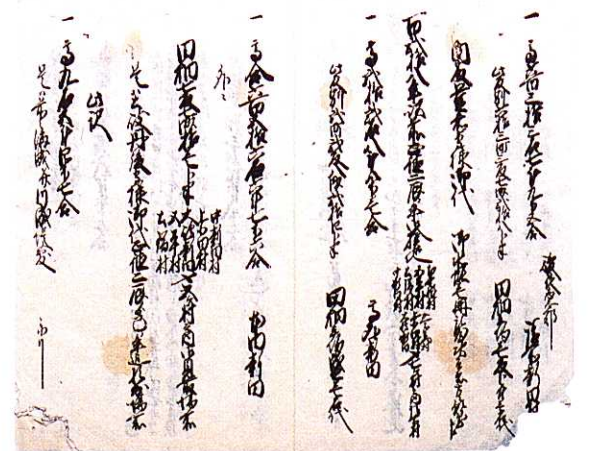
④御請新田覚書 大井川の氾濫や波浪による塩入り、あるいは本田百姓との相論（訴訟）など、新田開発はけっして順調ではなかったが、開発に着手してから12年目となる1684年（貞享元）に、大草太郎左衛門・万年三左衛門・長谷川藤兵衛の3代官の検地を受けることとなった。

①焼津市域の新田村

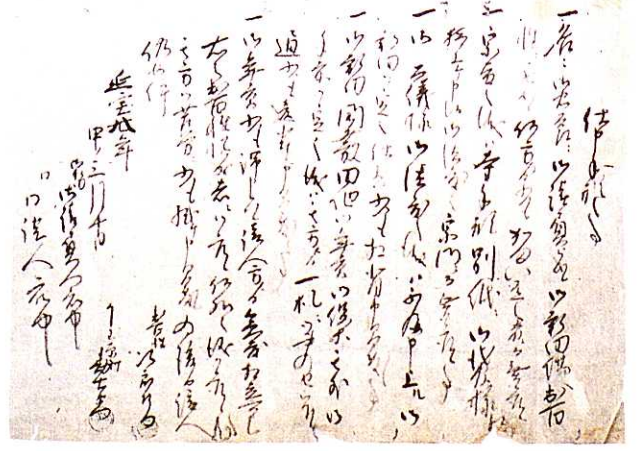
田村名	村高
大島新田	326.921石
三郎兵衛新田	64.867石
中新田村	1035.983石
中根新田	411.670石
治兵衛長次右衛門請所新田	656.676石
北新田村	180.235石
大住新田	114.945石
三右衛門新田	215.125石
長左衛門新田	433.885石
大村新田	423.577石
北新田村	12.650石

①大島新田・三郎兵衛新田・中新田などの土豪や有力農民による土豪開発新田や治兵衛長次右衛門請所新田のような町人請負新田の他は、本村に隣接する荒地地を開発した切添新田が多い。

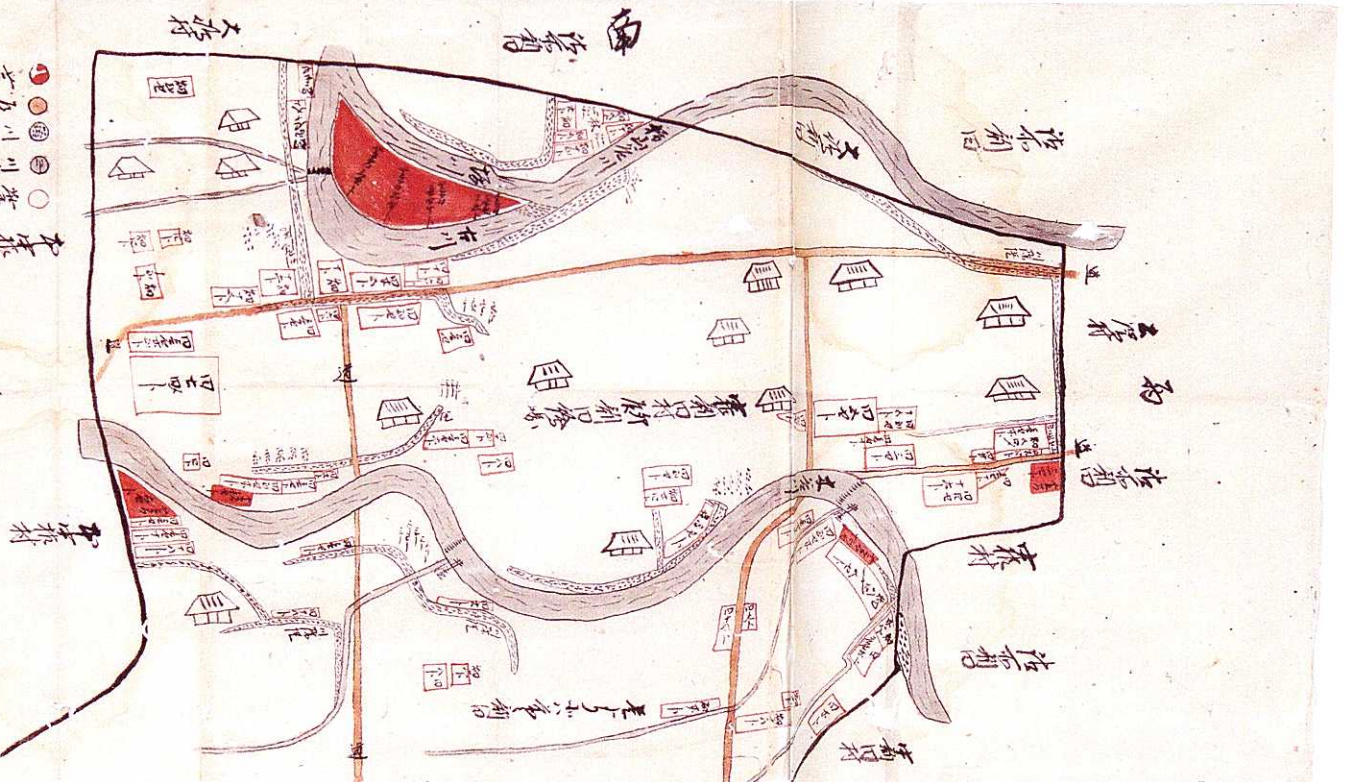
*「天保郷帳」による。



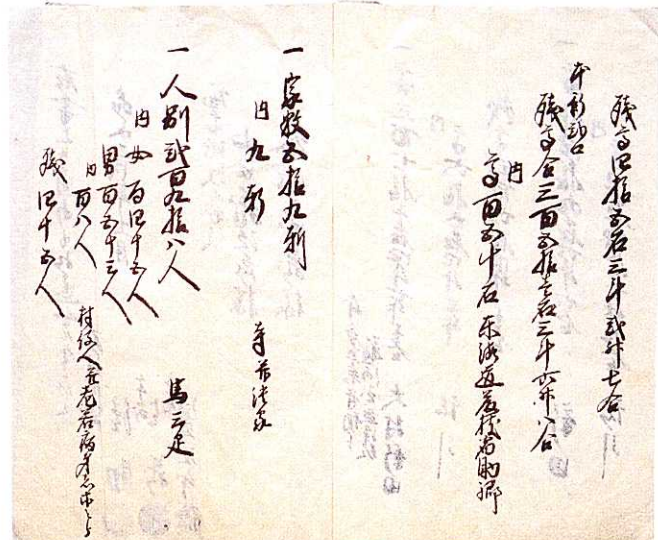
⑤天保9年次兵衛長次右衛門請所新田村方明細帳 家数89軒、戸口は男女合わせて377人で寺はなく、大島新田地先にある八幡宮を氏神としていた。大井川が出水すれば田畑を押し流され、干魃の時には水不足に悩まされる村柄であった。



⑥御請無新田への出百姓に関する請負手形 新田開発にあたった出百姓は、新田開発に忠節をつくすこと、法度の宗門ではないこと、年貢・諸役を遅滞なく勤めることなどを記した請書を請負人に提出した。



⑦文化元年中根新田村絵図 治兵衛長次右衛門請所新田は、惣右衛門村・中新田村など15カ村の地先に開発された新田であった。中心は木屋川・柳山川に挟まれた地域で、なかでも三郎兵衛新田地先には、庄屋次兵衛の居所や郷蔵・高札場があった。



②大村新田家数人別書上帳 大村新田は、1649年（慶安2）までには大村から分村した新田村という。大村の百姓による切添新田で、家数が7軒になったときに分村したと伝える。

年貢とその推移

幕藩制下の年貢では、田畑・屋敷に課せられた本年貢（本途物成）が基本となっていた。その他、口米や高掛三役（伝馬宿入用・浅草御蔵前入用・六尺給米）などをはじめとする各種付加税、山野や河海の利益に課せられた小物成、漁業・商業などに課せられた運上・冥加などがあつた。

焼津市域の場合も、もとより本年貢の問題が中心となるが、他方で、海とのかかわりが特色となつている。たとえば、浜当目村の場合は、田畑年貢のほかに、「塩焼場」の塩畑年貢、「十分一運上」、「海士舟式艘分」の舟年貢などがあつた(⑧)。

市域で現在知られているもっとも古い年貢関係文書は、一六〇二年（慶長七）の免合定書である。石脇郷宛で、年貢率を定めたものであつた(②)。

年貢割付状では一六二三年（元和八）の祇宜島村宛のものが古く、以下九点が残されており、近世初期の年貢の推移をたどることができる(④)。

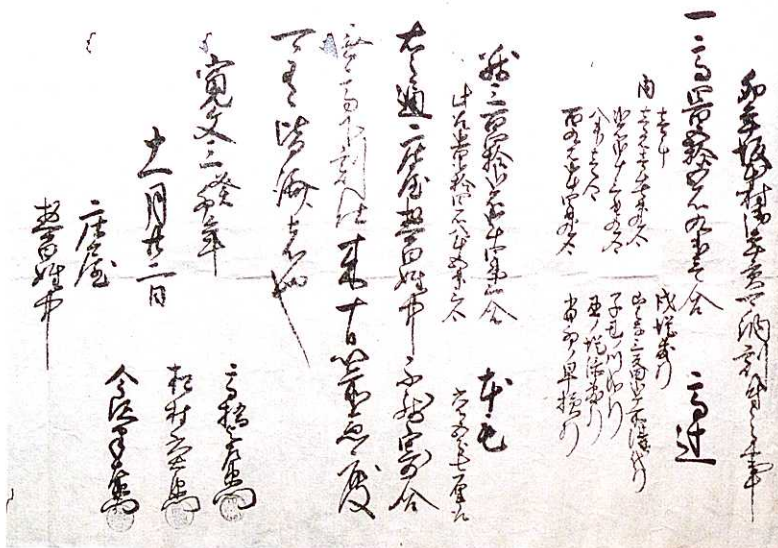
寛永年間には田中藩主水野氏の支配下で、年貢はしだいに増加していったが、一六四八年（慶安元）以降は幕領となつて、年貢率が大幅に低下し、年貢高が半減していることが注目される。

その他、比較的山方の坂本村では旗本大久保氏の、また、平野部の保福島村では田中藩主の安遷による年貢賦課の違いを知ることができる。

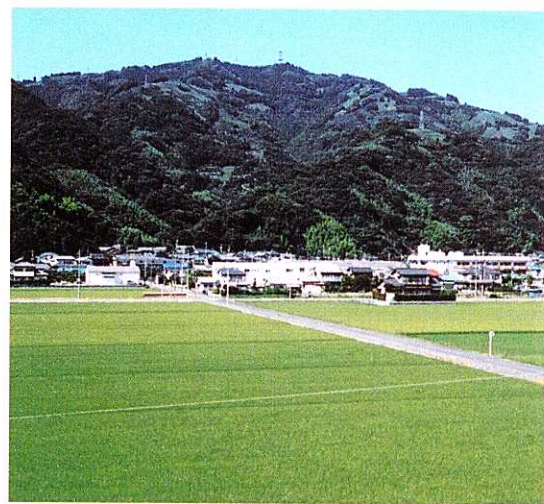
④ 祇宜島村年貢の変遷

年月日	代官・役人名	高辻(村高)	川成等	有高	年貢率(%)	年貢高	同所新田	新田年貢高	年貢高合計
1622(元和8).11.28	向笠三右衛門	297.149	32.840	264.309	35.6	94.0100			
1632(寛永9).11.22	岡田嘉左衛門外2名	326.870			26.0	84.9862			
1636(寛永13).11.25	岡野八兵衛外1名	326.870	28.883	297.987	30.0	93.6740			
1637(寛永14).12.3	岡野八兵衛外1名	326.870	2.500	324.370	30.0	97.3110			
1640(寛永17).10.25	岡野八兵衛外1名	326.870	2.500	324.370	47.0	152.4540			
1641(寛永18).11.10	岡野八兵衛外1名	326.870	30.000	296.870	50.0	160.4350	9.415	0.981	83.0830
1650(慶安3).11	大草太郎左衛門	326.870	43.757	283.113	29.0	82.1020	9.415	0.818	81.2460
1651(慶安4).11.14	大草太郎左衛門	326.870	39.627	287.243	28.0	80.4280	9.415	0.818	81.2460
1659(万治2).11.15	大草太郎左衛門	326.870	30.642	296.228	25.0	74.0570	9.415	1.227	75.2840

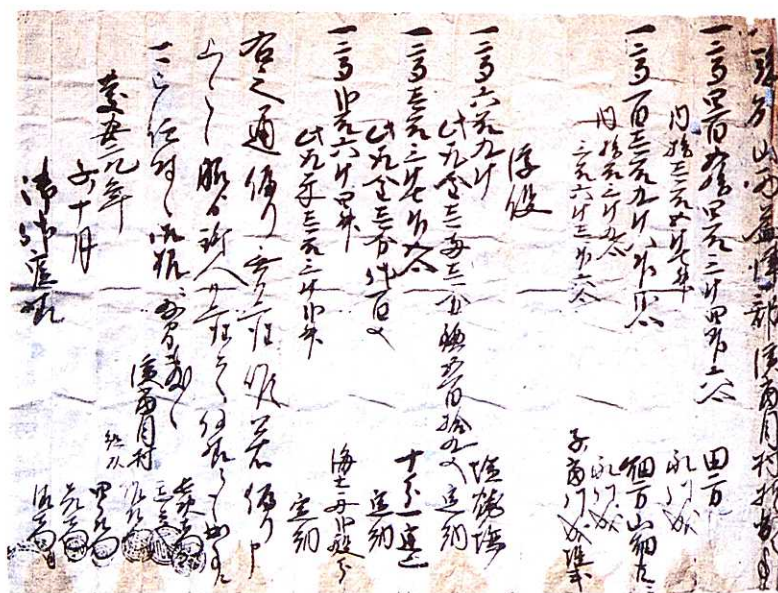
*単位は石。 *川成とは、洪水などのために荒れた田地を指す。川成の石高は村高より差し引かれ免租された。
*年貢率は、平均化したり、逆算して出したものもある。 *新田にも、川成・有高記載はあるが、年貢高のみとした。



⑥ 坂本村年貢割付状 1633年（寛永10）に旗本大久保氏が駿府城代になると知行替えが行われ、坂本村など高草山周辺の7ヶ村は大久保氏の知行地となった。そのため、これは旗本領の年貢割付状となる。



⑤ 坂本地区 平野部の村の事例。



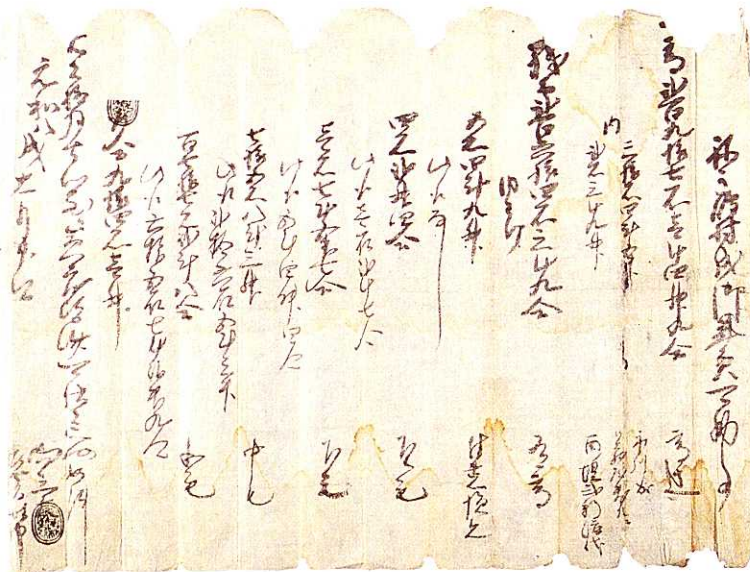
⑧ 浜当目村浮役指出 浮役（小物成の一種）として「塩焼場」・「十分一運上」・「海士舟式艘分」などがあり、浜方の年貢の特色がよくあらわれている。



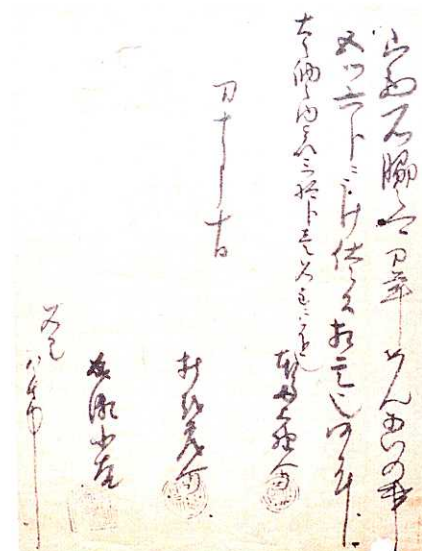
⑦ 浜当目地区 浜方の村の事例。



① 年貢米取立の図 近世の貢租の基本は田畑・屋敷地に課せられた本年貢であり、一般に米で納められた。年貢割付状で指示されたその年の年貢高を、百姓たちは持ち高に応じて負担した。
*『縣治要略』に着色。



③ 祇宜島村年貢割付状 代官向笠三右衛門の発給になるこの文書は、原本の年貢割付状としては、市域内で最古のものである。



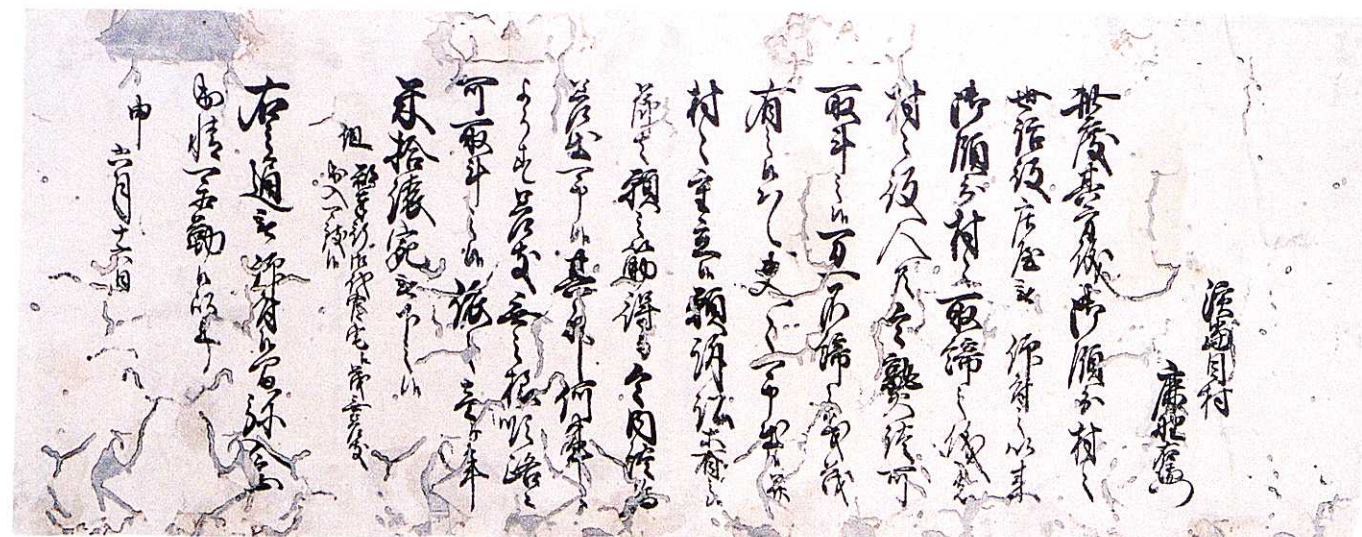
② 石脇郷免合定書 市域で現在知られているもっとも古い年貢関係文書である。石脇郷の免合（年貢率）が定められている。

近世の村は、徳川氏の五カ国総検地や豊臣系大名の太閤検地を通じて成立して以来、幕末・維新时期に至るまで、領主との関係においては、支配や年貢取の基礎単位として重要な役割を果たしていた。村の名主・庄屋を勤めた旧家に、検地帳、年貢割付状、人別帳など領主支配の根幹にかかわる文書が多数残されていることは、村あるいはその担い手の中心たる村役人が、文書を作成し管理するだけの能力を備えていたことを示す。また、これら村の政治に関する文書に多くの村の住民たちの名前もみられることは、村役人を中心としながら、住民全体が高い「自治」能力を持ち、村が領主の年貢取・支配の受け皿としてふさわしい存在として成立する基盤となっていたことを示している。

一九世紀初めより田中藩では、村々の支配を強化するために村の枠を越えて広範囲にわたる地域の有力者を大庄屋として取り立てた。焼津では請所新田の原川家や浜当目村の原田家などが該当する。ただし、彼らを通じた田中藩の支配が機能する前提として、村入用帳（村の財政帳簿）の住民監査、村議定（村役人と住民協定）、住民の入札による名主選出にみられるような、広範な住民による村政参加が存在することは見逃してはならない。

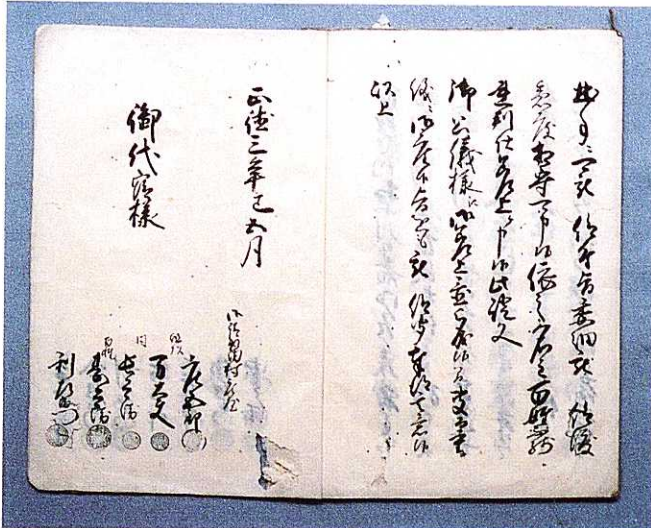
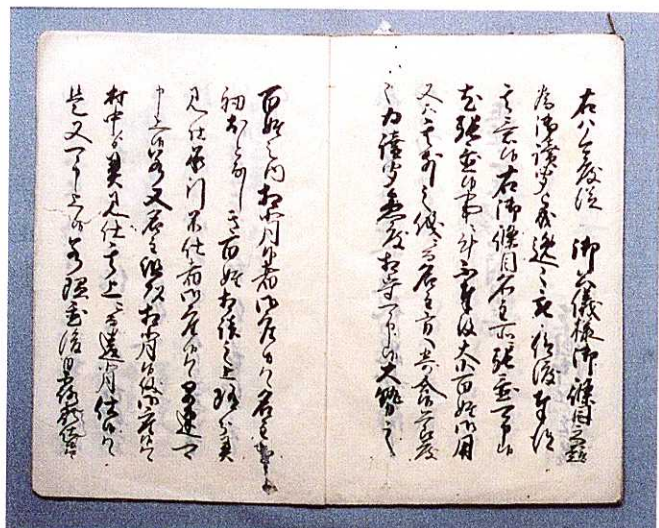
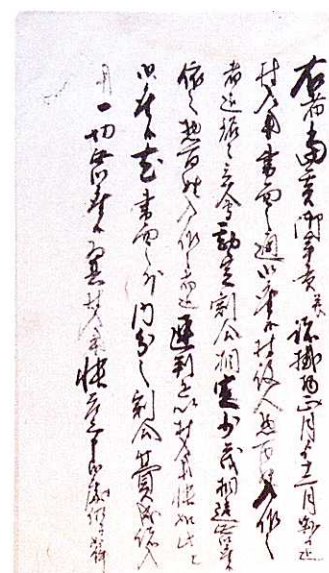
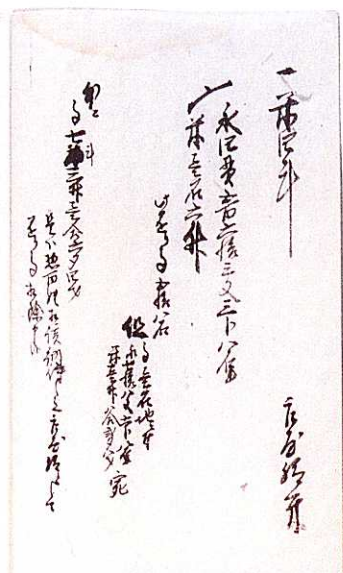


①原田家長屋門 原田家は江戸時代に浜当目村の庄屋を代々勤めた。このことを示すように、同家には明治初年にいたるまでの年貢割付状や村議定など、領主支配や村政にかかわる文書が多く残っている。

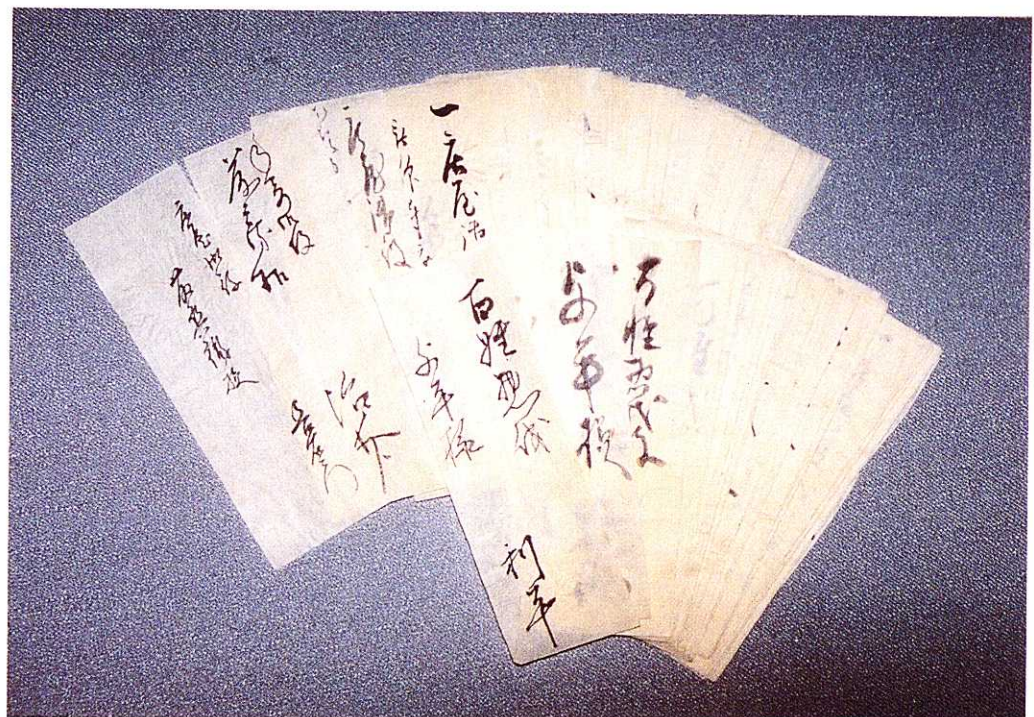


②浜当目村鹿野右衛門世話役庄屋任命に関する書付 田中藩では、19世紀初めごろから地域の有力層を大庄屋（史料上は世話役庄屋）に組織し、領内の支配体制の再建を図った。写真は原田家①の1812年（文化9）大庄屋任命書。

③吉津村入用帳 1年間の村の財政支出の決算帳簿。作成にあたっては、村人たちのチェックを受け承認された支出項目や金額のみを記載する。村人の村政参加の形といえよう。



④諸国御料所百姓仰渡 新井白石が出した年貢取納をめぐる不正禁止の法令に対する請文の部分。名主が読み聞かせて徹底を図った。不正に対して村人相互の説諭を求めている。



⑤入札 いれふだという。近世の村役人の選挙や犯人探しに際して実施された投票。写真は明治初めの大覚寺下村の名主・組頭・百姓代選出の際の札（投票用紙）である。



入会地相論の展開

幕藩体制は農業生産を主たる社会基盤としていたこともあり、常に耕地の拡大による生産力向上がめざされた。このため山野も開発対象となったが、これは一方で、農業生産や農民生活の維持に不可欠な稗や薪の共同採取地であった入会地の減少を引き起こした。ここに、入会地の山野の利用をめぐる相論（訴訟）が発生する要因がみられる。近世に頻発した入会地相論の実態は、土地の所有権を争ったものではなく、山野の利益採取を確保する権利をめぐる争いであった。近世の田畑の所有権は検地によって確定された。検地で把握すべき対象は田畑であり、検地帳に記載された名請人がその田畑の所有者となった。一方、山野は高外とされ、年貢は課されず小物成や運上が課された。このため、検地帳では山野の正確な位置や境界は不明であり、結果として村境はあいまいとなる。これが入会地相論の多発にもつながった。こうして繰り返される入会地相論が、しだいに村境や入会関係を明確化していく。

焼津市域でも高草山などの入会をめぐる相論が頻発し、採草地の確保をめぐってたびたび訴訟が発生した。度重なる訴訟も従来の入会関係を変更することなく、幕府は在地の慣行を追認することで支配の貫徹を図った。

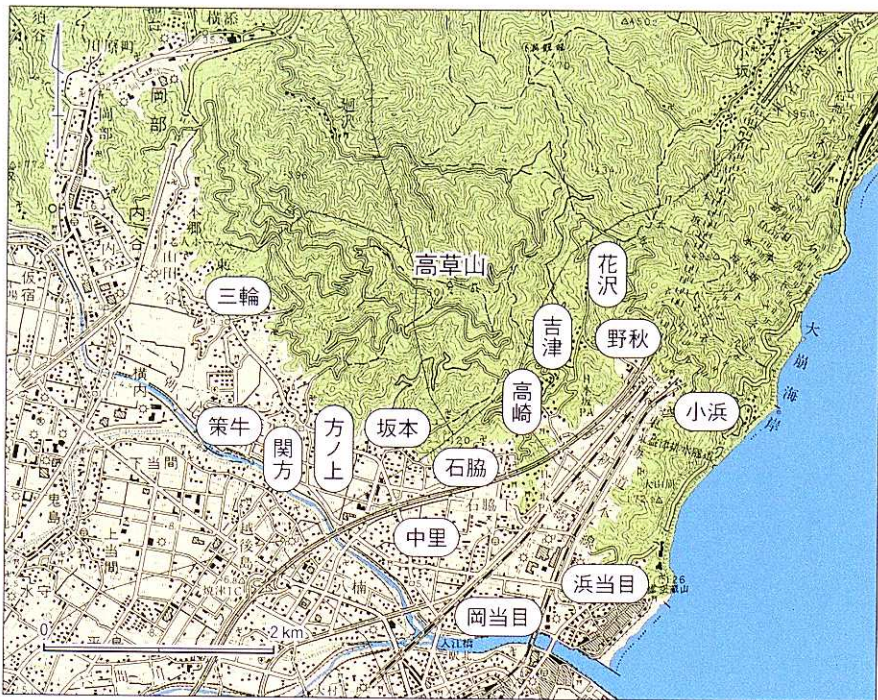


①高草山 高草山は標高501.4m、約1600万年前の海底噴火で噴出した溶岩によって形成されている。この山は焼津市域において、稗や薪などの採取地として重要であった。



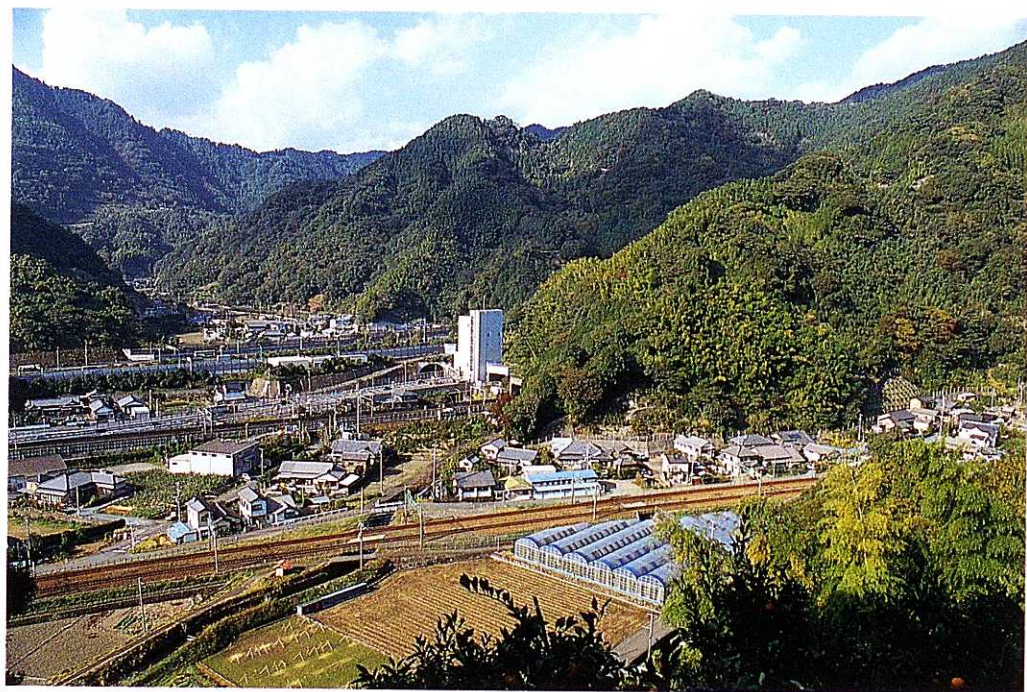
②村明細帳 領主に提出するためにまとめた村の概況を記したものである。家数や人数、職業などが記され、入会地の有無も記載されている。

③高草山周辺図



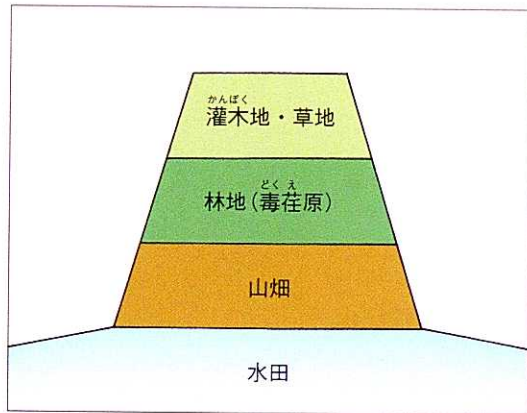
③高草山の西側、いわゆる「山西」と呼ばれた地域には山裾に沿っていくつもの村が形成されていた。しかし、村境が不明確なことも多く、相論の原因ともなった。

*国土地理院発行50,000分の1地形図に加筆・縮小。



④現在の吉津・野秋・小浜地区 かつては入会地をめぐる争いが頻発した。入会地は肥料や薪炭の入手に欠かせないものであり、その確保は農村にとっては死活問題であった。

⑤高草山利用図



⑤高草山の景観は現在とは大きく異なり、裾野は畑が作られていたが、中腹にはアブラギリ(毒荏)などが植えられ木立となっていた。また山頂付近は採草地であった。



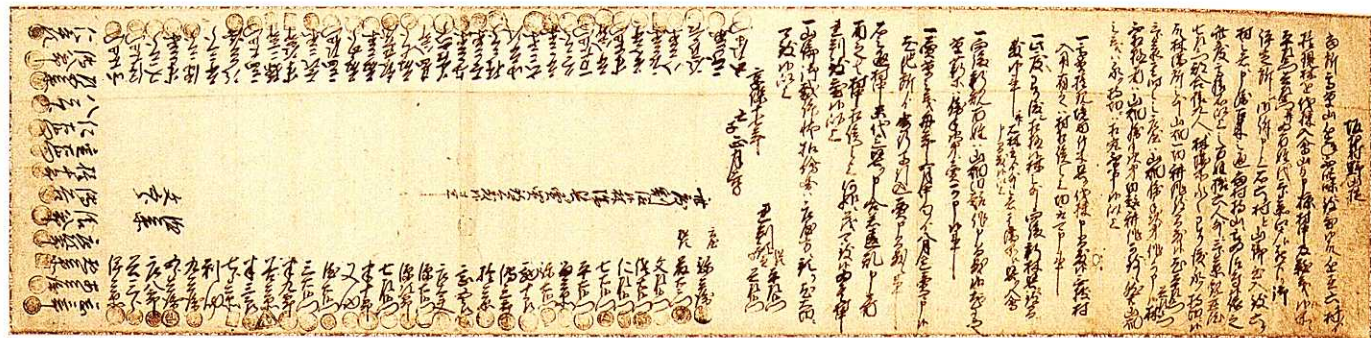
⑥草刈鎌 草刈は、単に田畑の雑草を刈り取ることを指すのではない。肥料とするため、入会地とされた採草地から草を刈り取ることもあり、農業生産維持に不可欠であった。

山野相論の展開

一七世紀末頃から、都市消費者の需要に応えるため、畿内を中心に換金することを目的とする商品作物の栽培が盛んになっていく。商品作物には、幕府や諸藩が栽培を奨励した四木三草（茶・漆・桑・楮・紅花・麻・藍）のほか、木綿、菜種、煙草などがある。同時に、あらたな栽培技術や農業知識を説く農書も多数刊行され、その風土に適した作物作りが行われるようになる。この結果、農村は都市を中心とする貨幣経済に取り込まれる一方で、今日まで続く特産品が各地に生まれた。

焼津市域においても、採草地を開墾して畑とし、製紙原料である三椏、油をとる毒荏（アブラギリ）を植え付け、あるいは林を仕立て薪炭を売るなどして現金収入を得るようになっていく。近世農村は自給自足をイメージすることが多いが、すべてを賄えるわけではない。油粕や干鰯などのいわゆる金肥を購入している。また、日常的に多くのものを購入していることが記録されている。このための現金収入が必要となるのである。

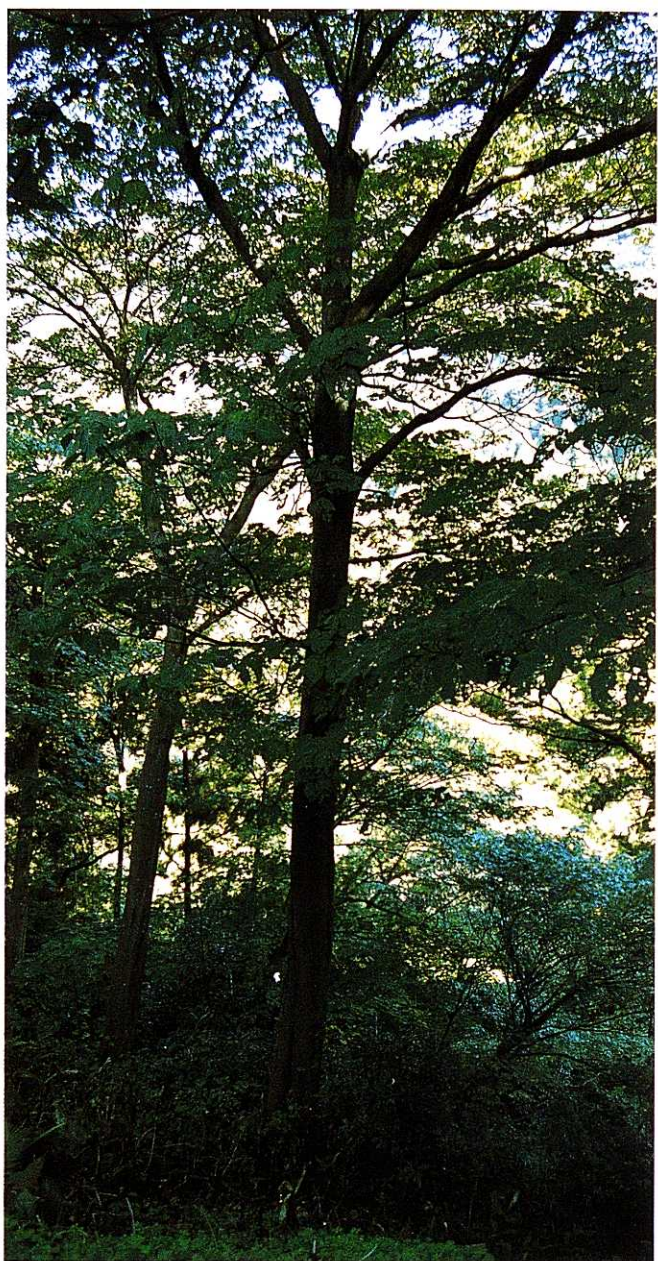
このようにして入会地の開墾が課題となっていた。また、毒荏栽培が相論（訴訟）を引き起こした例もある。一方で、田畑を持たず、入会地で刈り取った草を売ることによって生計を立てていた者の生活が脅かされる事態も発生した。



④坂本村野山掟 坂本山をめぐる相論に勝訴した坂本村では、訴訟に尽力した農民に山林の一部を個人の所有地として分割した。その際の掟書である。



⑥アブラギリの実 この実から油をとり、灯油や除虫のために利用した。灯油としては、すすが多かったようであるが、安価であったため多用された。



⑤アブラギリ 現金収入を得ることができる商品作物の一つで、駿河国では各地で栽培され、高草山周辺でも大規模な栽培が行われていた。現在は数本が残るのみとなった。



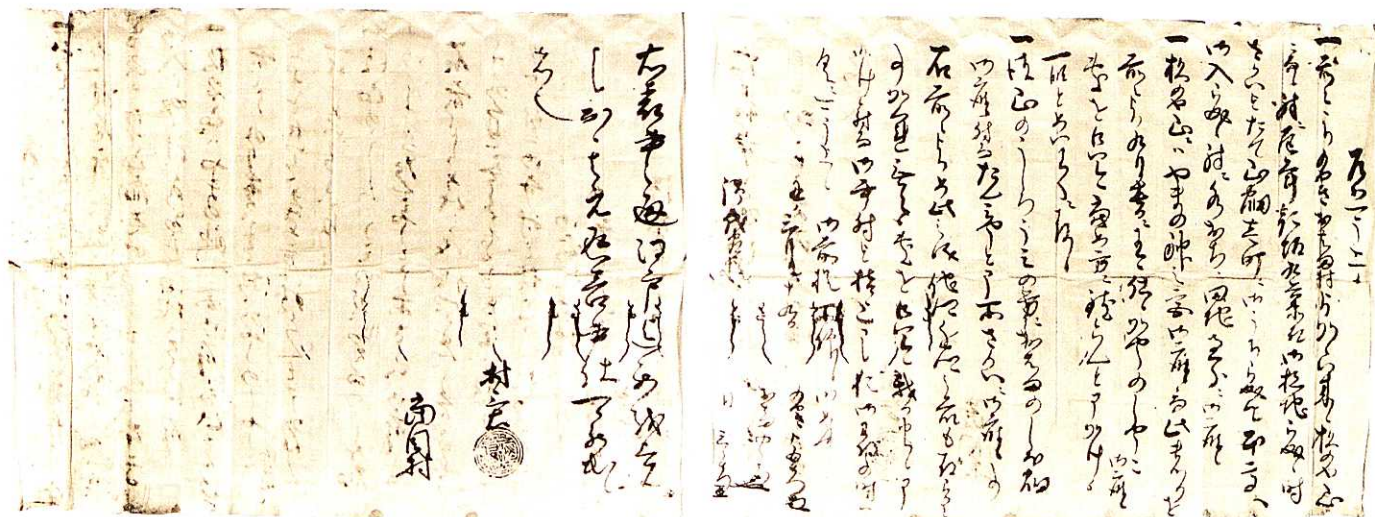
⑦炭焼窯（復元） 炭は調理や暖房に欠かせない必需品であった。山稼ぎとして炭を焼くことも多く、また、年貢として納めさせる領主もいた。



②杉之谷山（推定地） 浜当日村・小浜村の村境にあたる山で、両村だけでなく、ここで採草した村々がその権利をめぐるたびたび訴訟に及んだ。



①三椏 和紙の原料として栽培され、枝の先が3本に分かれることから名が付けられた。雁皮の代用であったが、駿河国では18世紀以降、栽培が本格化した。



③杉之谷山相論申上書 1625年（寛永2）、野秋村・小浜村が浜当日村を訴えた相論の関係書類である。この相論で杉之谷山は浜当日村と小浜村の入会地とされた。

幕藩体制は農業生産を基盤としていたため、耕地拡大や生産力維持・向上のために用水を確保することはきわめて重要であった。また河川の氾濫や堤防の決壊による田畑の流失を防ぐことは農民だけでなく領主にとっても大きな関心事となった。焼津市域では瀬戸川・朝比奈川・黒石川・栃山川などから水を引いて用水としている。たとえば下大覚寺村は、平島村（現藤枝市平島）に井堰を設けて瀬戸川から取水して引いていた。もちろん農業生産に水は不可欠であるが、過剰な水は農民にとって不用なもので、用水に対して悪水と呼ばれる。悪水とは、用水には不適な低温の水や用水として使われた後に排除する必要のある水を指す。この悪水をめぐり関方村と三輪村が相論（訴訟）を引き起こしている。この相論の裁定は評定所で下され、裁許状と絵図が作成された。この絵図には、裁許によって築造される埋樋と切抜がそれぞれ三カ所ずつ示されている。

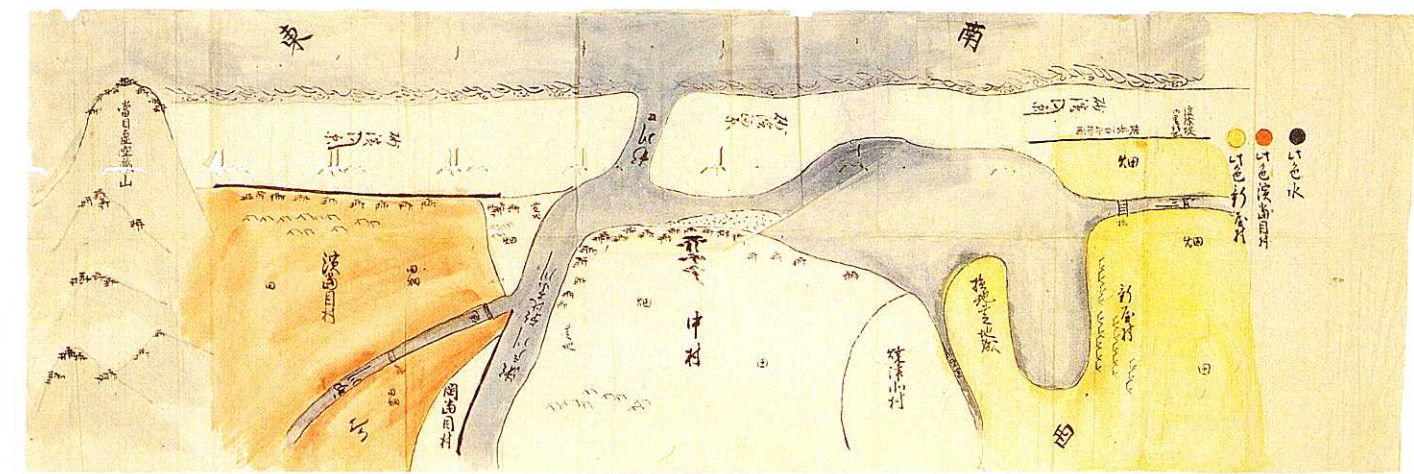
また、砂利がたまって高くなった河床を浚う川浚いをめぐって浜当目村と周辺七カ村との間で、たびたび相論が繰り返されている。しかしながら、相論で裁定が下されても氾濫をとめることができず、常態で水管理を続けなければならなかった。



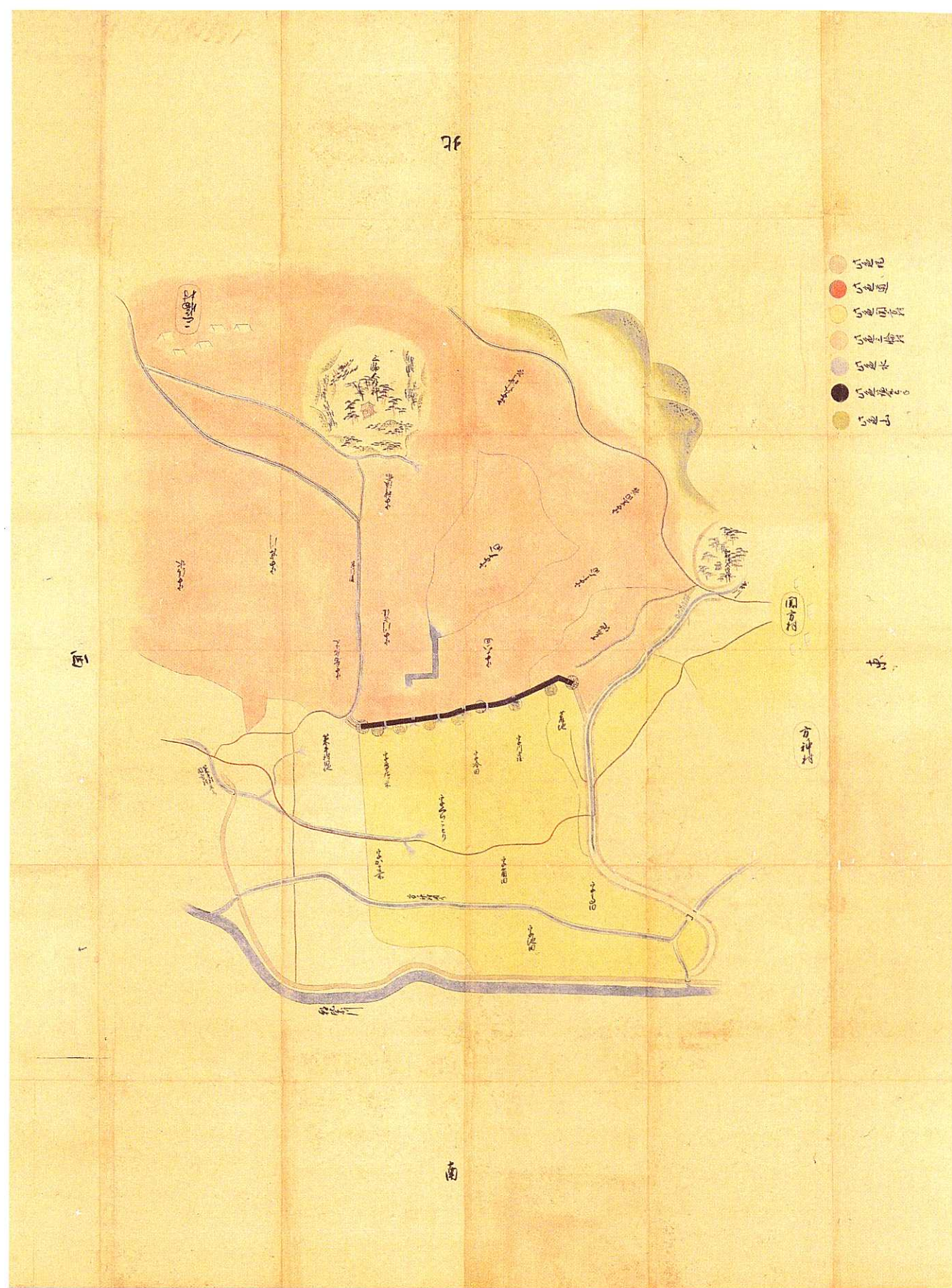
①焼津市域の水系 農業生産にとって水は不可欠で、その取水源としての河川は重要である。一方で水害から田畑を守らなければならない。水の制御は困難を伴う。



②瀬戸川・朝比奈川合流地点 大きな川から取水して用水として使用するのには容易ではない。また、用水の管理には多くの労力と時間を必要とした。

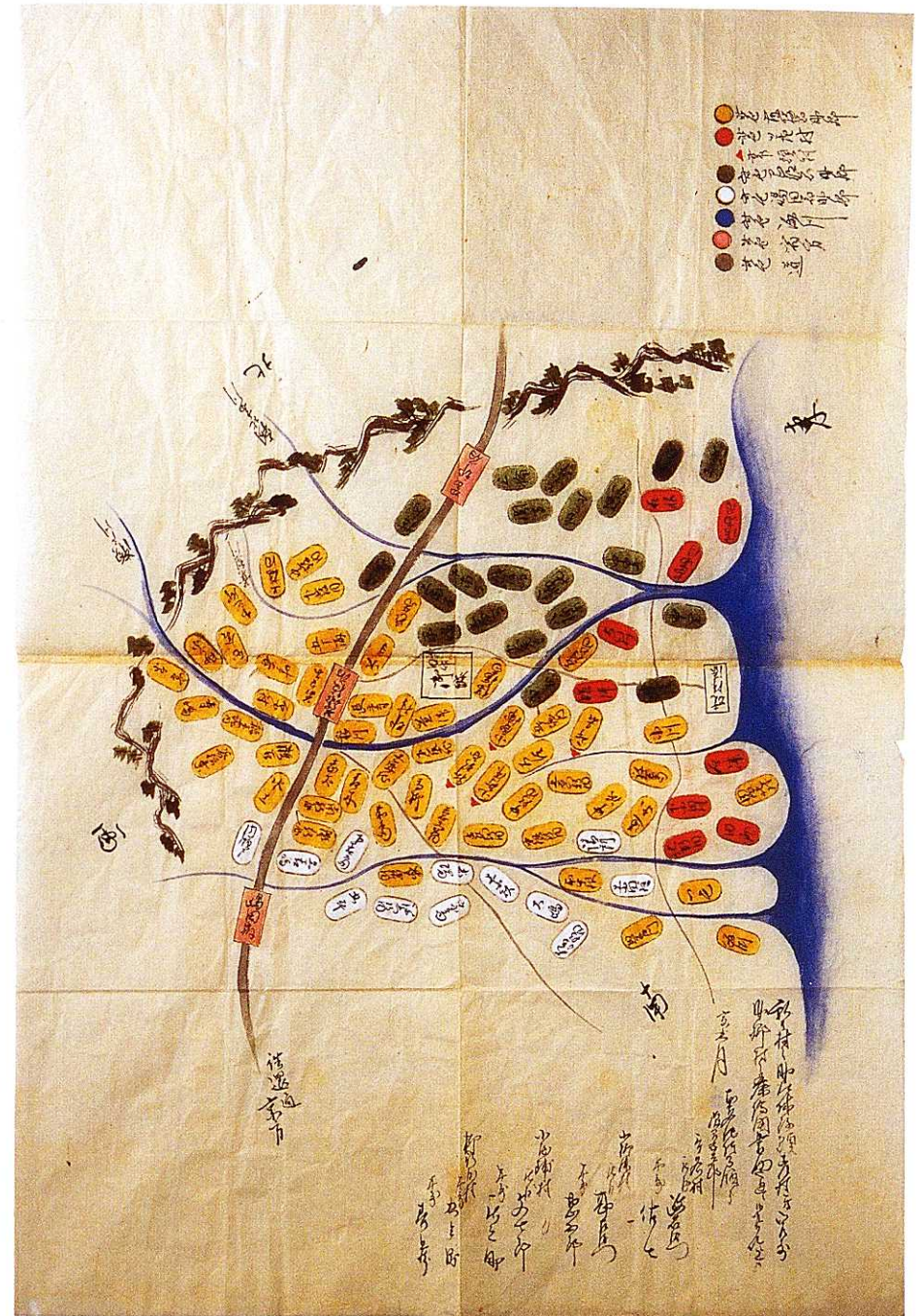


③焼津湊瀬戸川付替絵図 川筋を変える工事は各地で行われた。駿府の安倍川などの例がある。洪水による川筋の変化などは大きな災害をもたらした。この絵図からは、大きく曲った流路を変えることで水害の軽減をめぐらしたことがわかる。

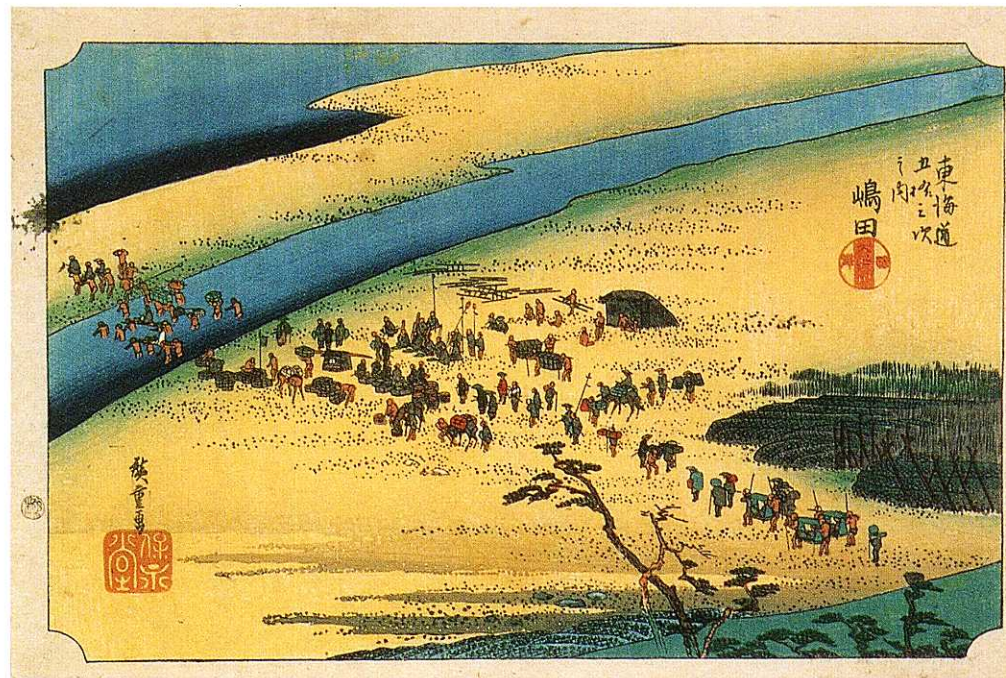


④延享5年関方村・三輪村埋樋切崩出入裁許絵図 用水として利用した残りや低温の水は悪水と呼ばれた。関方村では土手を築き、埋樋を設置して悪水の排水を行ったが、三輪村で掘り崩してしまったとして訴訟に発展した。

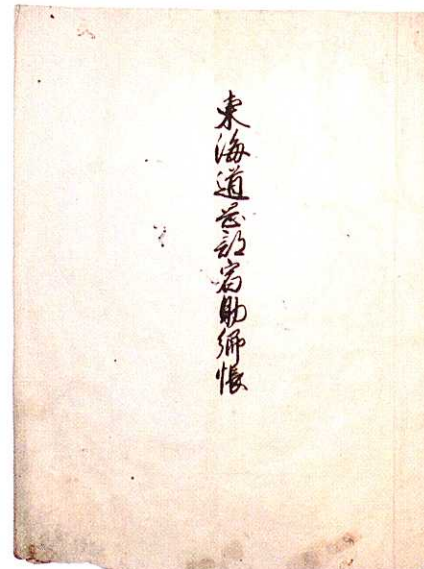
近世焼津の村々にとつての大きな要素の一つに東海道の存在があげられる。村明細帳には、東海道にかかわる負担である助郷・往還掃除役、朝鮮や琉球からの使節通行時の負担の記載がみられる。このうち助郷は近世の街道の宿駅で、常備の伝馬・人足では対応しきれない公用通行の際、補助的に伝馬や人足を負担する村、あるいはその負担のことをいう。助郷の起源は、一六三五年（寛永一二）の参勤交代の制度化を契機とする東海道の通行量増大に対応するため、幕府が一六三七年に出した助馬令である。一七世紀半ばには助馬制が強化され、定助・大助が区分されて宿駅周辺村々への強制的負担の色彩が強めた。一六九四年（元禄七）、幕府は東海道・中山道・美濃路の宿駅に助郷帳を下付して助郷を設定し、宿駅近隣の村々からの人馬負担を強制・義務化し、助郷制が成立した。そして、一七二五年（享保一〇）、幕府による助郷再編が実施され、助郷が制度的に確定した。朝鮮通信使・琉球使節通行時の負担は国役とあって、幕領・私領の枠組み、街道からの遠近に関係なく、百姓・町人・職人に対していつせいに賦課されるものであった。市内大覚寺の横田家には、一七四八年（寛延元）の朝鮮通信使通行時の人馬負担に関する史料が多数残されている。



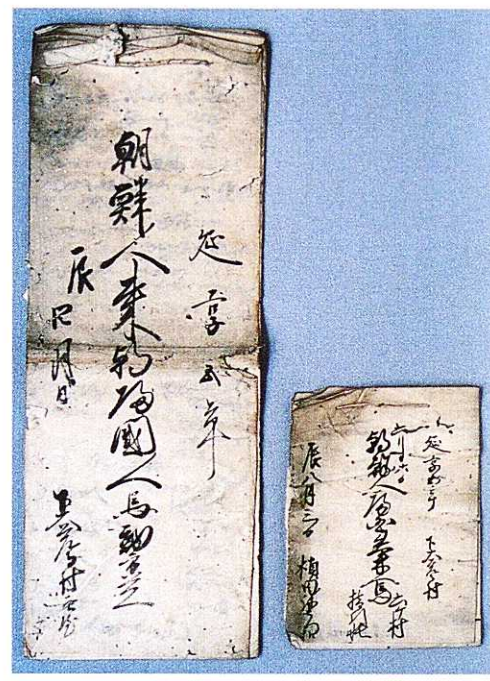
①近世焼津近辺の助郷絵図 近世の焼津でも丸子宿・岡部宿・藤枝宿・島田宿の助郷を負担する村が多数あり、東海道の宿場や大井川の川越とは、けっして無縁ではいらなかった。



②歌川広重東海道五十三次（保永堂版）嶋田焼津市域でも大島新田など4カ村は島田宿の助郷を勤めていたが、1840年（天保11）以降は大井川の川越も助郷が担当することとなり、大きな負担となった。



③東海道岡部宿助郷帳 1725年（享保10）11月に岡部宿に交付、この時に助郷制度が確定した。焼津市域から岡部宿への助郷は、写真中の馬場村・花沢村・小浜村をはじめ合計12カ村であった。



④朝鮮人歸国矢來人馬六ヶ村指引帳 大覚寺村など6カ村が1748年（寛延元）の朝鮮通信使の藤枝通行時に負担した人馬、金銭の額を記録したもの。
⑤朝鮮人來朝帰國人馬助方覚 上記の通行時に大覚寺村などから藤枝宿へ召集された人を記録。実際に食事の接待にあたる「料理人」や「給仕」が召集された。

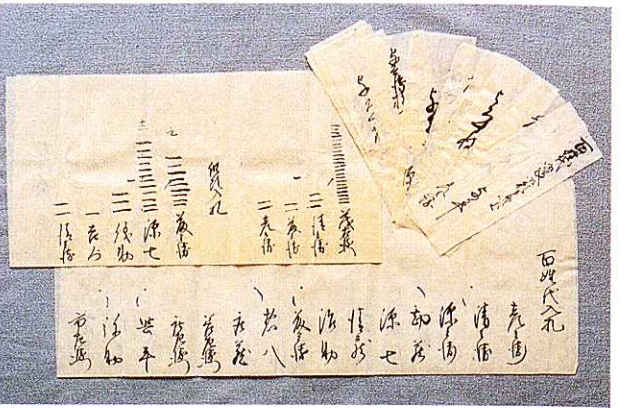
近世村落は、農山漁村のいずれであつても生業の共同作業が多く、そのため村民間の結びつきが強い。幕府・諸藩はこうした特性を支配の基本に取り込み、相互監視による秩序維持を図つていった。

一六八〇年（延宝八）の坂本村五人組改帳には賭博を禁止する旨が記されている。現金収入が増えた農村では賭博が盛んに行われていたようである。夜間に行われる寄合などは格好の機会であつたと思われる。とくに近世後期になると各地に博徒集団が形成され、各村にはこれらの影響を受けた者も少なくなかつた。一八三〇年（天保元）、浜当目村では、賭博をした者や賭場を提供した者に過料（罰金）を課す取り決めをしている。

一方、盗難や飲酒による狼藉も多発していたようである。とくに盗難は、近世村落のように、村外の者が入り込めばたちまち気付かれるような場所にもかかわらず発生している。つまり、盗難は村内の者による犯行が大半と考えられる。このため、一八一二年（文化九）の花沢村では、盗難が発生した際には占いや八卦によつて盗人の人相を割り出すことを取り決めていた。その占いや八卦の結果が誰に当たつても村方には恨みがましいこととは言わない、という内容で村人が捺印している。



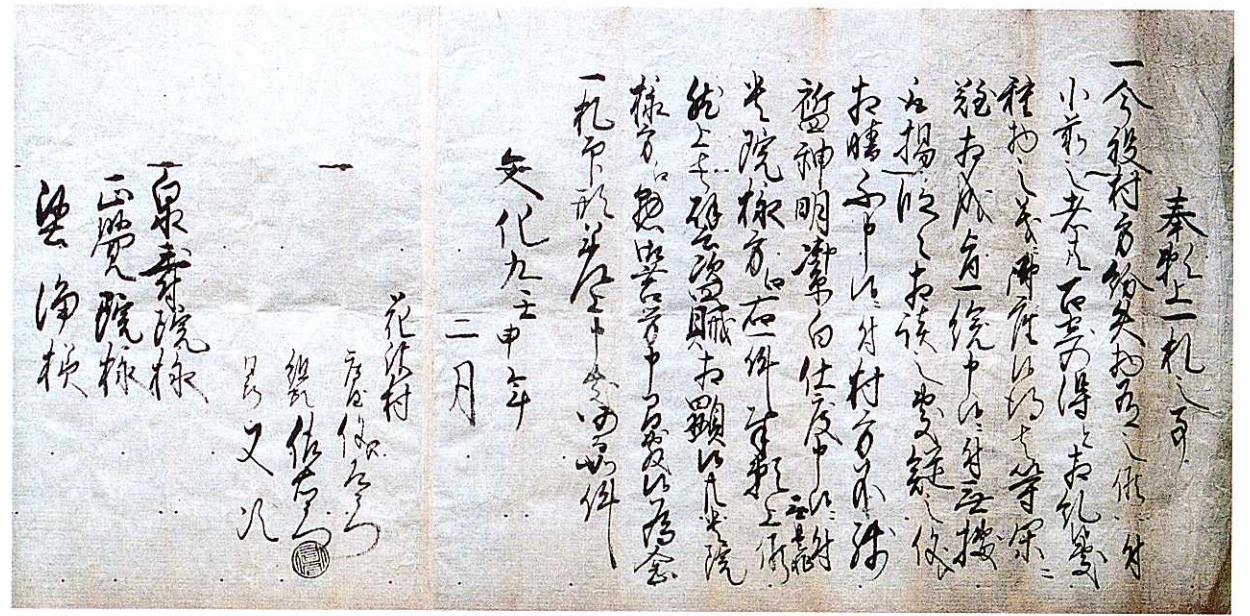
⑤浜当目地区 名主の不正疑惑に端を発した騒動が発生したこともあった。村方騒動は、農民が村の自治に主体的に関与した証である。



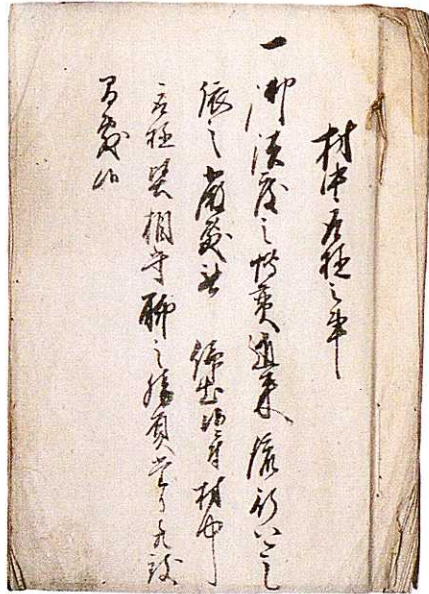
④入札 村役人は世襲が一般的であつた。しかし、村役人の不正が多発したり、その職責を忌避したりすることがあり、投票（入札）によつて選ぶ村もあつた。



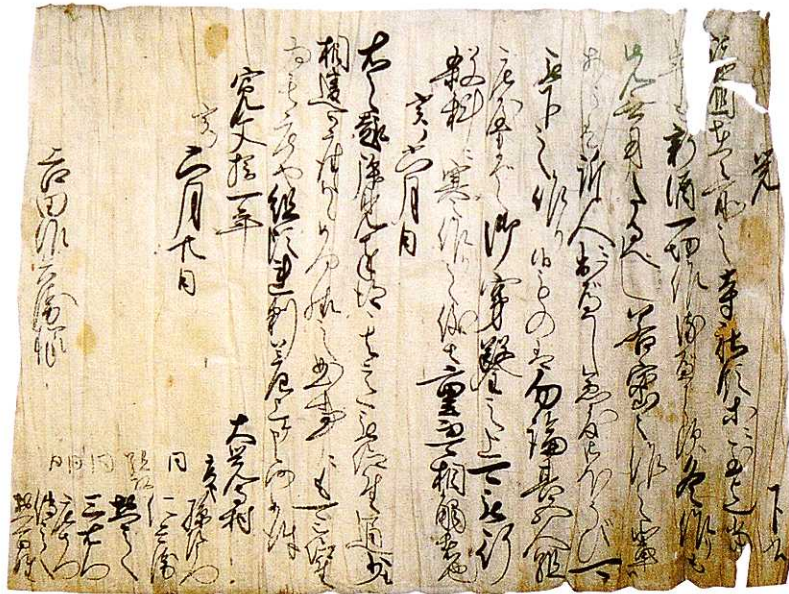
⑥詫状 さまざまなめごとを穏便に解決しようと、謝罪のために作られた。これは大酒による過言狼藉を詫びたものである。



①誓紙 起請文ともいう。この誓紙は、花沢村で発生した盗難について潔白であることを村人が誓うために作成されたものである。



⑧浜当目中取極 賭博をした者、賭場を提供した者およびそれらの五人組に過料を課すことを取り決めたものである。効果はあがらなかったようである。



⑦酒造禁止請書 酒造禁止通達を承知した旨を庄屋・組頭連名で記したものである。米は酒造に欠かせないものであるが、もっとも重要な食糧であり、年貢として納めるものでもあるため、厳しい統制下に置かれた。



③五人組改帳 五人組は支配のもっとも末端に位置するものである。五人組改帳は、法令部分の前書とその遵守を誓約した五人組の連印部分からなる。

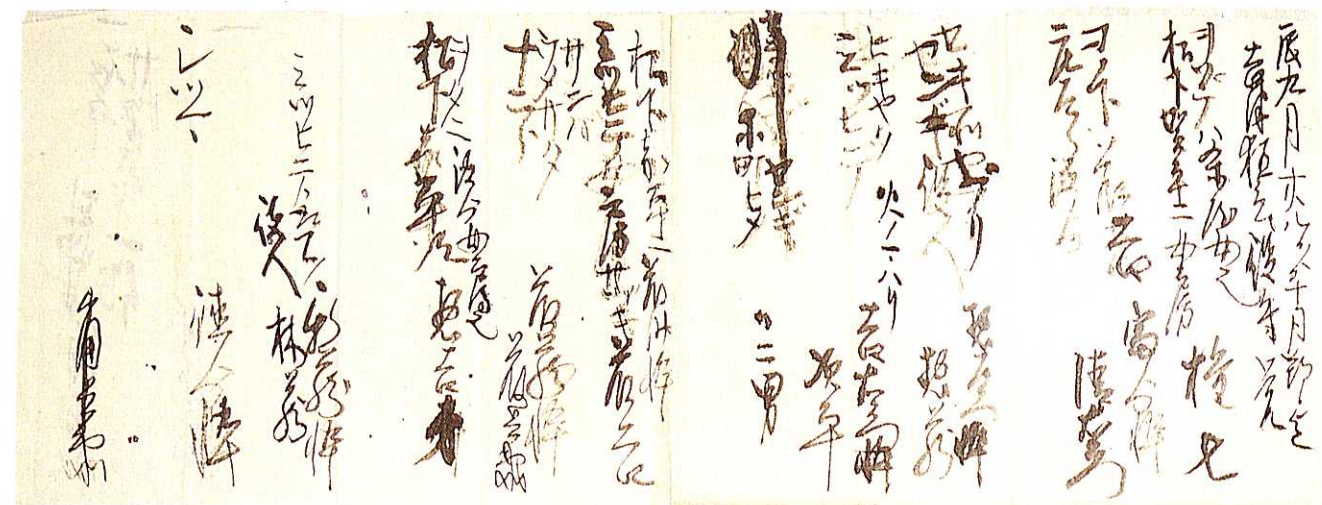


②おみくじ 人は困難に突き当たった時など、人知を超越したものに頼ることもしばしばである。占いや八卦、おみくじなどその例であろう。

江戸時代、ムラは幕藩政治の統治の基本単位であり、その基本単位がイエであった。その大半は、みずからの所持する耕地と居住地である屋敷地と家屋を有する単婚小家族であったが、田植えや稲刈りなど、一時に多くの労働量が必要になる場合あるいは家普請や屋根の葺き替え、道路の補修や河川・用悪水路の維持・管理等の場面では、イエ相互の援助組織による作業が行われた。

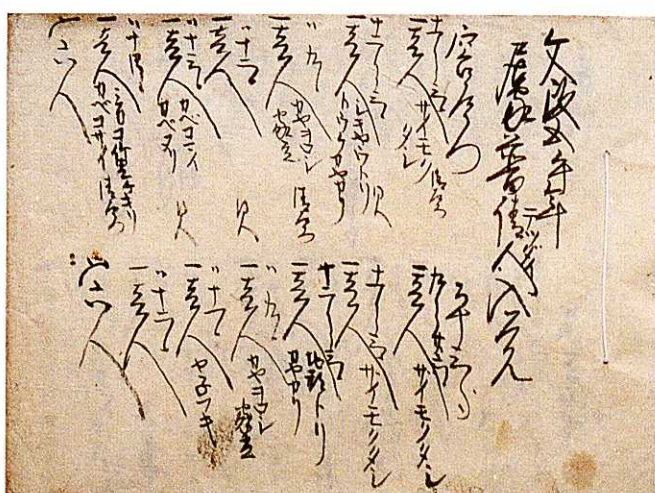
また、貨幣経済の進展に伴い、相互扶助・相互融通を目的とする金融講が広く行われるようになった。他方、信仰を同じくする人々が講を結成することもあり、信仰する霊山・神社仏閣の名前を冠して伊勢講・秋葉講・金比羅講・御嶽講等と称された。

こうした共同社会にあつては、村内あるいは村外とのつきあいを円滑にするために義理事を欠かすことはできなかった。年始や歳暮、冠婚葬祭、通夜見舞、出産時の産屋見舞、家を新築する場合の普請見舞、旅行中の家族への留守見舞など、さまざまなつきあいの場面があつた。また、こうした時に贈る物の質と量は、贈る側の家格を示すものであつた。先祖からの家格や家名、家業、財産は代々受け継がれるものであり、それだけに家の相続は大きな問題でもあつた。

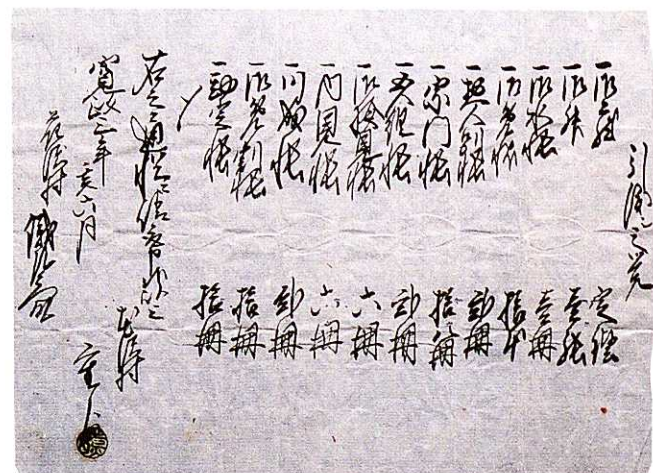


④吉津狂言役付覚 江戸幕府は、地芝居(村芝居、農村歌舞伎)を禁止していたため、「祭礼狂言」と称して氏神の祭礼に合わせて催したり、虫送りや雨乞い等の信仰行事と結びつけて行う村々が多かった。

⑤家普請見舞帳 家の普請に際しては、木の切り出しから茅刈り、家立て、屋根葺き、壁塗り等に対して村内の人々や親類縁者が手伝っている。



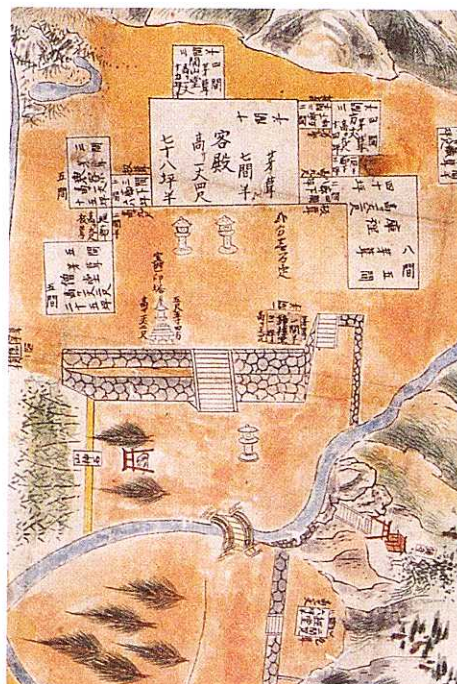
⑥新庄屋引き継ぎ文書 庄屋の交代に際しては、御水帳、年貢免状、人別帳、宗門帳、五人組帳等の村の記録が新しい村役人に引き継がれた。



⑦石脇村旗掛石周辺鳥瞰図 石脇村原川家には、家康が鷹狩りの際にたびたび立ち寄ったという。没後「東照大権現」として神格化した家康にまつわる伝承は、家格を高め、村における指導的立場を維持・強化する役割を担った。



①花沢地区遠景 花沢村は、高草山の東麓に位置する。村高は97石余(「元禄郷帳」)。村内には、行基創建と伝える法華寺がある。



③寛政3年林叟院境内図(部分) 高草山林叟院の住職は、200両の祠堂金の貸付により、年に20両の利金を得て寺の維持費用に充てていたという。寺の存続は、住持だけの問題ではなく、檀家の問題でもあつた。



②花沢地区 1774年(安永3)に28軒、172人であった花沢村は、1816年(文化13)段階では家数36軒、人数200人であった。

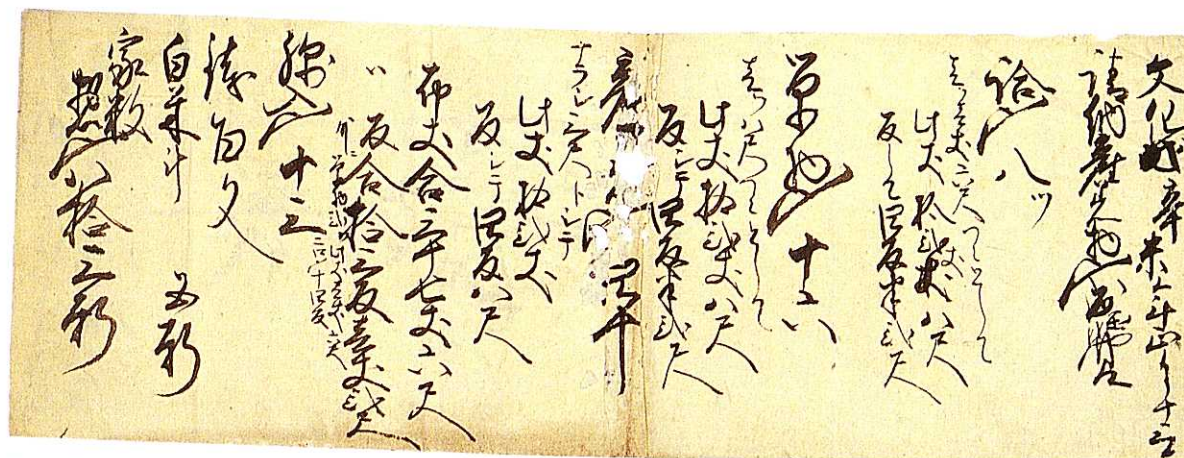
「七歳までは神のうち」といわれるように、衛生状態が悪く、医療技術も未発達な江戸時代には、子ども、なかでも乳幼児の死亡率は高く、産まれた子どもは常に死の危険にさらされていた。

それだけに、出産、産後三日目の「三つ目」、「お七夜」、お宮参り、おいしい初め、初節句や七五三等、その節目節目のお祝いを盛大に行って、子どもの成長を確認し、感謝したのであった。

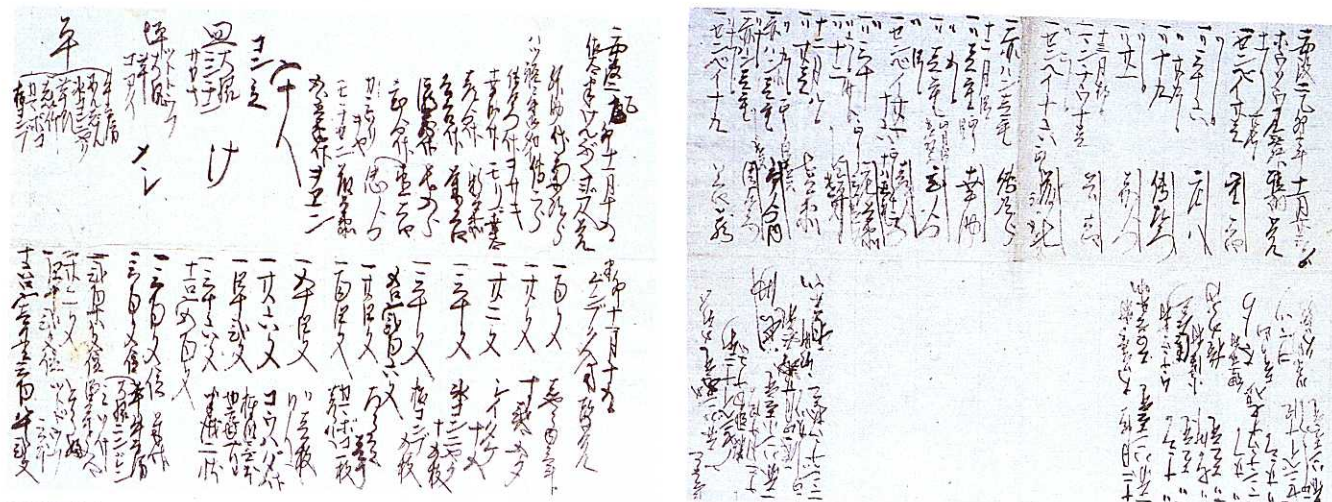
やがて成長した若者は、ある者は近隣の村や駿府、あるいは江戸といった遠隔地の都市へと奉公へ出、ある者は家に残り家業を継いだ。市内の花沢には、こうした人々の成長にかかわる資料が大量に保存されていて、当時の生き生きとした生活の一端を知ることができる。

他方、田畑に緊縛され、年貢納入を義務付けられていた近世の人々が、さまざま旅に出ている様子も資料から読み取れる。訴訟等のための公用の旅もあったが、伊勢参宮や西国・四国・坂東地域への巡礼の旅、病氣治療を目的とする湯治に出かける人も少なくなかった。

各村々では、伊勢講・秋葉講など、神社仏閣名を冠した講が結成され、資金を積み立てて、年々参詣する代参人を送り出していた。旅先で見聞きした内容は、貴重な情報であったに違いない。

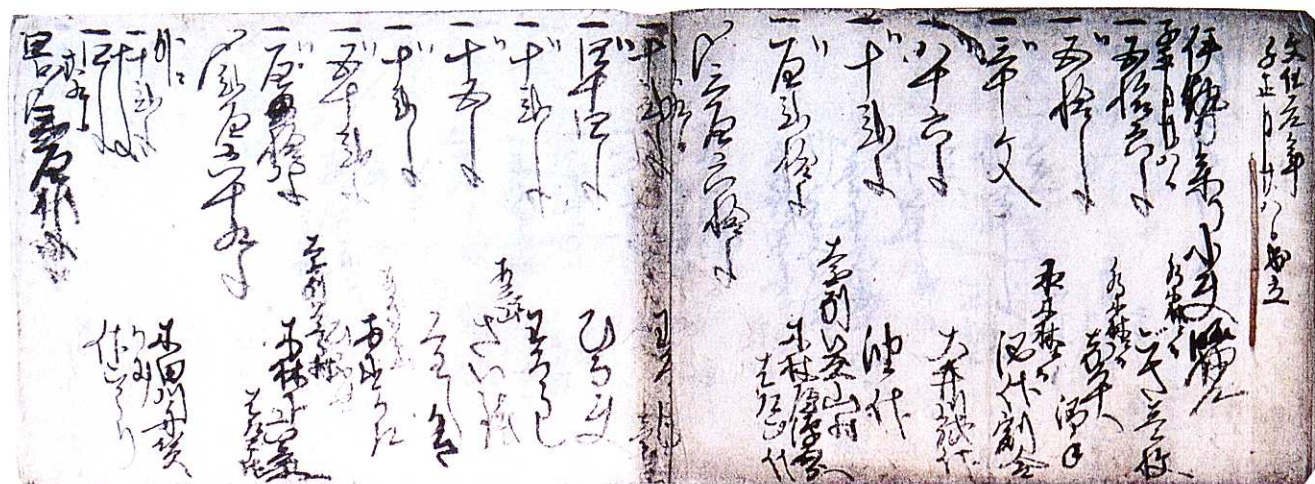


①リン請納産着物書覚 リンと名付けられた女兒が誕生した花沢村の石川家には、花沢村はもとより、近村からも産着・綿入れといった衣類、金銭、白米などの祝いの品が届けられた。



③元服献立 子どもの成長を祝う場は、飲食をともにするハレの場でもあった。祝いに訪れた人々に皿、平、壺、汁、飯の献立が振る舞われた。

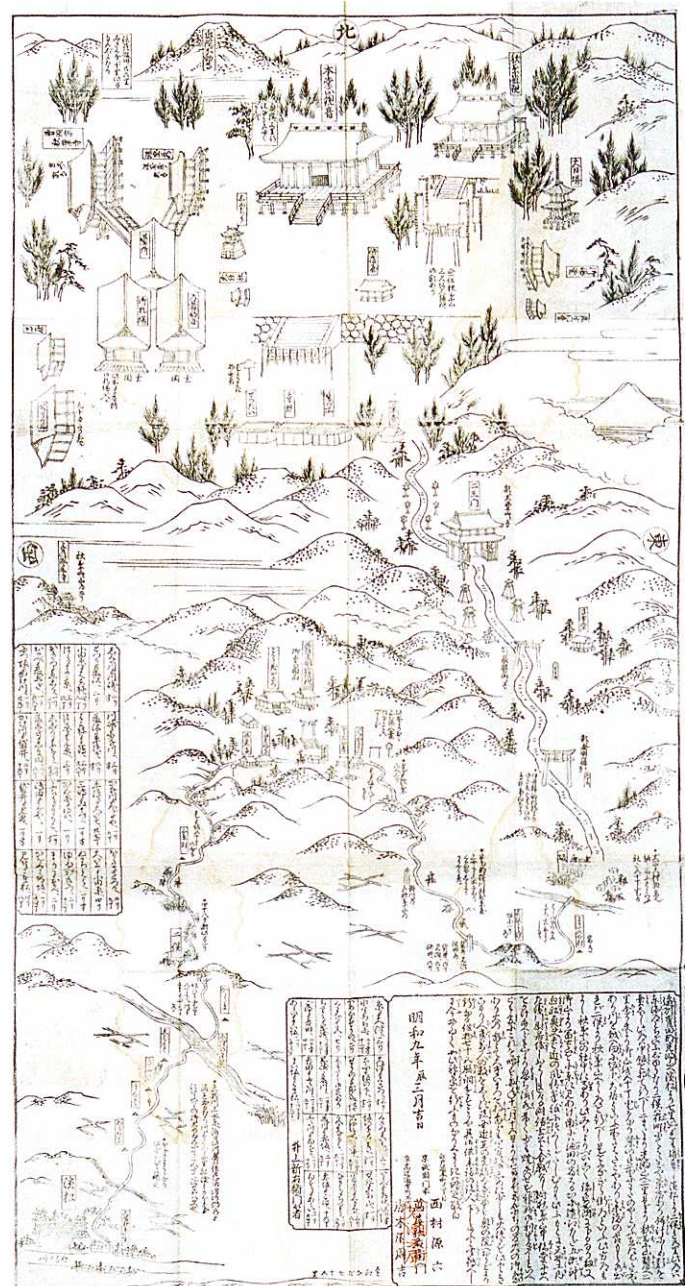
②疱瘡見舞請納覚 1855年(安政2)には疱瘡(天然痘)が流行し、花沢村では31人が病にかかり、17人が死亡した。石川家には、煎餅、饅頭、赤飯などの疱瘡見舞いが連日届けられた。



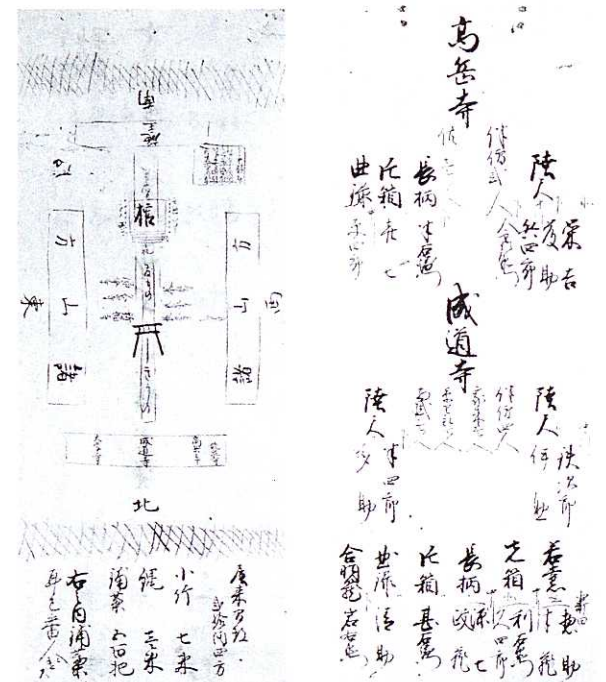
④伊勢参り小使い覚 川越代や船渡し代、旅籠代と昼食代、わらじ代などの費用の他に、留守を守る家族や親類知人、講中への土産にも小使い(小遣い)がかかっている。



⑥秋葉山本宮秋葉神社神門 秋葉山は、火難除け・水難除けの神として全国的な信仰を集め、12月に行われる秋葉の火祭りには多くの信者を集めたという。(浜松市天竜区)



⑤秋葉山図 秋葉山へ通じる道は秋葉街道と呼ばれた。東海道を西進する場合には東海道掛川宿から秋葉山への参詣道を通ることが多かった。



⑦増田家増宝院野送名前 中新田村で廻船問屋を営む増田家前当主(法名増宝院問庵栄昌居士)の野送り(葬送)には、家族・親類縁者ら126人、村人26人が加わり、48人の僧侶と79人の供人(従者)が葬儀に参加した。

